

平成 2 4 年 6 月 2 0 日開会

平成 2 4 年 6 月 2 2 日閉会

平成 2 4 年

第 2 回定例会会議録

(第 1 日目)

小豆島町議会

平成 2 4 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 5 1 号

平成 2 4 年第 2 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 6 月 7 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 4 年 6 月 2 0 日 (水)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 4 年 6 月 2 0 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 4 年 6 月 2 2 日 (金曜日) 午後 2 時 5 3 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	6月20日	6月22日	
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
企 画 振 興 部 部 長	松 本 篤			
総務部部長兼総務課長兼 庶務係長	空 林 志 郎			
教育部部長兼学校教育課長	荘 野 守			
健 康 福 祉 部 部 長	松 尾 俊 男			
住 民 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 サ ー ビ ス 課 長	岡 秀 安			
人 権 対 策 課 長	坂 本 勇 治			
税 務 課 長 兼 町 税 係 長	田 村 房 敬			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
健康づくり福祉課長	大 下 淳			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
会 計 管 理 者	谷 部 達 海			
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉			
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘			
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳			
オ リ ー プ 課 長	城 博 史			
子 育 ち 共 育 課 長	大 江 正 彦			
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志			
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂			
企 画 財 政 課 長	久 利 佳 秀			
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三好規弘

議事日程

別紙のとおり

平成24年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月20日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 報告第2号 平成23年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第5 報告第3号 平成23年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 議案第45号 小豆医療組合の設立について
(町長提出)
- 第7 議案第46号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第8 議案第47号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第9 議案第48号 小豆島町内海B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第10 議案第49号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第11 議案第50号 安田ポンプ場下部工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第12 一般質問 8名

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月13日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会6月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会では、一部事務組合の設置に関する審議1件、繰越明許費繰越計算書の報告2件、条例改正案4件、契約案件1件、補正予算の審議3件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月27日以降6月10日までの主要事

項に関する報告及び監査委員よりの例月出納検査執行状況報告書4件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(秋長正幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、1番森口久士議員、2番谷康男議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長(秋長正幸君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日と明後日22日とし、会期を3日間にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。11番村上議員。

11番(村上久美君) きょう朝この日程をいただきましたが、通常、日程の中で一般質問を前段に持ってくると思うんですが、議運においてもこの話は出てなかったと思うんですが、最後に持ってきたこの理由っていうのはどういふことなんでしょうか。

議長(秋長正幸君) 三好局長。

議会事務局長（三好規弘君） 日程の件でございますが、今回、ご承知のとおり小豆医療組合の設立議案というのがございまして、これにつきまして、非常にタイトなスケジュールであるということは、これまで委員会の中でも何回もご説明を申し上げておるところでございます。

一般質問前後につきましては、特段にどっちへ持っていてもいいというような規定もございませんことで、執行部及びそれから土庄町と歩調を合わすという意味合いで、今回前段に議案の審査を持ってまいりました。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 今まで全員の議員が出席のもとで、申し合わせの議論の中でもありましたが、一般質問は前段に持っていこうという話が、今までされて確認されてきたと思います。そういう中で、土庄町との関係で歩調を合わすというふうなこと自身、それはそれぞれの議会、町の議会は独立ですから、それぞれで判断してやるべきことだと思うんですが、本来はやはり前段に持っていくという流れが今まで確認されてきたと思います。

議長（秋長正幸君） 事務局長。

議会事務局長（三好規弘君） 議運のほうで私の説明が足りなかった部分があるかとは思いますが、議運の中で決定をされたものと考えております。

議長（秋長正幸君） よろしいですか。それでは、ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） それでは、異議なしと認めます。よって、今期定例会は

本日から 22 日までの 3 日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第 3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第 76 条の規定により、教育民生常任委員長から報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成 24 年 6 月 20 日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。記。

#### 1. 調査案件。

病院統合問題について。

中学校統合について。

2. 調査の経過。平成 24 年 4 月 20 日、5 月 11 日、5 月 25 日、6 月 6 日の計 4 回委員会を開催し、町長、副町長、教育長、病院建設準備室及び担当職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。病院建設準備室及び健康福祉部長から、新病院建設までのスケジュール、一部事務組合の概要、基本構想素案など、また、教育部長から中学校統合についての説明を受け、出席委員、傍聴議員から意見を求めた。

#### 1. パブリックコメントで出た意見及び建設予定地の現有施設の利用について

は、今後の基本構想策定の中で十分検討願いたい。

2．小豆島の医療の充実を図り、医師を確保してゆくためには、2町による組合設立が不可欠である。執行部から説明のあったスケジュールに沿って、進めてゆくことに賛同した。

3．中学校の統合については、現在統合に向けての調整作業を進めているところであり、今後の状況に応じて、委員会を開催し調査してゆくこととした。以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） パブリックコメントですけど、ご存じだったら教えてもらいたいんです、何件ぐらい出とったか。

議長（秋長正幸君） 10番渡辺議員。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） これはちょっと執行部、松尾部長のほうからお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） パブリックコメントにつきましては、ご承知のように準備室のほうで募集をしております。6月4日から6月15日までということで募集をいたしております、郵送等を考慮いたしまして、この月曜日18日までを締め切りとして集計をしたというふうに伺っております。

今現在集計作業を行っておりますが、34人の方から41件のご意見が寄せられたということでお伺いをいたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第2号 平成23年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第3号 平成23年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、報告第2号平成23年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第3号平成23年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第2号平成23年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で予算議決いただきました平成23年度小豆島町一般会計の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものであります。

なお、報告第3号につきましても、水道事業会計における建設改良費繰り越しに関する同様の報告であります。

内容につきましては、順次担当部長及び課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第4、報告第2号平成23年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長（松本 篤君） 報告第2号平成23年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

上程議案集の1ページをお開き願います。

この件につきましては、平成24年第1回定例会最終日においてご可決を賜りました平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

なお、繰越理由につきましては、第1回定例会での説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

2ページをお開き願います。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳について記載をいたしております。

まず、3款民生費、1項社会福祉費の小規模多機能施設整備事業でございます。繰越額が7,080万円で、全額県支出金を財源としております。

次に、4款3項の内海ダム再開発事業出資金につきましては、繰越額が2,015万4千円で、特定財源として出資債2千万円を予定いたしております。

次に、8款6項の植松都市下水路整備事業につきましては、繰越額が4,735万円で、特定財源として社会資本整備総合交付金1,894万円と合併特例債2,690万円を予定いたしております。

次に10款教育費、2項小学校費の各小学校の耐震補強等改修事業と空調設備設置事業につきましては、国の3次補正等に係る学校施設環境改善交付金を活用し

ておりまして、繰越額 2 億 2,547 万 8 千円のうち国庫支出金 7,394 万円を財源とし、加えまして、耐震補強分には緊急防災・減災事業債 1 億 2,050 万円を、空調設備分には 2,920 万円の合併特例債を予定いたしております。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費の農地等災害復旧事業につきましては、繰越額 3,287 万円に対しまして、特定財源として県支出金 2,907 万 8 千円と受益者負担金 199 万 2 千円を予定いたしております。

同じく 11 款 2 項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、繰越額 1 億 1,271 万 6 千円に対しまして 4,648 万 4 千円の災害復旧負担金と災害復旧事業債 2,310 万円を特定財源といたしております。

なお、平成 25 年度に交付予定の国庫負担金相当額は一般財源として計上しておりますので、一般財源は大きな額となっております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第 5、報告第 3 号平成 23 年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 報告第 3 号水道事業会計建設改良費繰越計算書についてご説明いたします。

お手元の資料の 3 ページをお開きください。

平成 23 年度の小豆島町での水道会計で予定をしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、香川県が事業主体の事業が 1 件です。

4 ページをお開きください。

内海ダム再開発事業に関する利水負担金として事業費の 4.8%相当となります 1 億 560 万円を予算計上いたしておりましたが、事業主体であります香川県が事業

の一部を繰り越したことから、平成 23 年度中に支払い義務が生じなかった 6,297 万 6 千円を地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、翌年度に繰り越したものであります。

繰り越しの財源は、既収入特定財源が 5 万 4 千円、企業債が 340 万円、国、県の補助金が 3,765 万円、一般会計出資金が 2,015 万 4 千円、当年度損益勘定留保資金 171 万 8 千円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰り越し手続は一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業者権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされており、また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされており、本日お手元の資料のとおり、報告いたすものでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第 6 議案第 45 号 小豆医療組合の設立について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 6、議案第 45 号小豆医療組合の設立についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 45 号小豆医療組合の設立について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島の公立病院再編に関する事務を共同処理する一部事務組合を設立するに当たり、土庄町と協議の上、香川県知事の認可を得たいので地方自治法第 290 条の規定により議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 45 号小豆医療組合の設立についてご説明申し上げます。

上程議案集は 5 ページからになります。

まず、設置を予定しております組合の種類につきましては、ページ下のほうに掲載しておりますが、地方自治法第 284 条の規定による一部事務組合に相当し、その内容は新病院建設のための組合ということになります。また、同条 2 項の規定によりその許可は都道府県知事が行うとされております。

それでは、6 ページからの小豆医療組合同規約（案）につきまして順にご説明させていただきます。

第 1 条の組合の名称は小豆医療組合としております。なお、名称につきましては今後病院名が決定された時点で変更する可能性がありますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

第 2 条、組合を組織する地方公共団体は土庄町、小豆島町の 2 町になります。

第 3 条、一部事務組合の共同処理する事務は、土庄中央病院と内海病院とを統合して新たに開設しようとする病院の整備に関する事務になります。

第 4 条、一部事務組合の事務所は土庄町に置くとしております。正確には現在準備室のある土庄町淵崎甲、香川県小豆総合事務所内ということになります。

次に、第 2 章、組合の議会ですが、第 5 条で組合議会の議員定数は 12 人とし、それぞれの町の議会から各 6 人を選挙するとしております。

また、第 6 条で組合議員の任期は関係町の議会議員の任期としており、何らか

の事情により欠員を生じた場合は、当該町の議会において補欠選挙を行うとしております。

次に、第7条ですが、組合議会におきましても町議会と同様に議長、副議長をそれぞれ1名選任することになります。選出は組合議員のうちから選挙によることとしております。

次に、第3章の組合の執行機関では、第8条で組合に管理者、副管理者及び会計管理者をそれぞれ1名置くとしております。管理者及び副管理者の選任方法は、関係町が2町になりますので町長の互選により決定し、会計管理者については管理者の属する町の会計管理者が兼ねることにしております。

また、第9条で管理者等の任期は関係町の長としての任期としております。

次に、第10条で組合に職員を置くとしておりますが、新病院建設中におきましては、専従の組合職員を置かず構成町の職員が兼務することにいたしております。現在の準備室がそのまま組合に移行するというふうにお考えいただけたらと思います。

第11条、組合の監査委員は地方自治法第195条により二人置くこととし、その選任の方法は組合議員及び識見を有する者として、関係町の監査委員のうちから管理者が組合議会の同意を得て選任するとしております。任期は組合議員から選任された委員は議員としての任期とし、識見を有する者にあつては関係町における監査委員の任期としております。ただし、後任者が選任されるまでは引き続きその職務を行っていただくようになります。

次に、第4章は組合の経費になります。

第12条では、組合の経費については補助金、地方債、関係町からの負担金、その他の収入をもって充てることとしております。また、新病院建設に係る関係町の負担金の負担割合はそれぞれ2分の1とします。ただし、それによりがたい事由

が生じた場合は、両町の協議により別に負担割合を定めるとしております。

次に、第5章、第13条の雑則では、法令やこの規約に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は別に定めるとしております。

最後に附則として施行期日を定めており、香川県知事の許可の日から施行するとしております。以上、簡単ですが説明を終わります。十分ご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今の説明のところで、組合の経費のところの3項ですけれども、負担割合によりがたい事由が生じた場合という、これはどういうことが想定されるのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 第12条の3項の負担割合によりがたい場合ということになりますが、通常は2分の1ずつの負担になりますが、それ以外の、例えば整備に当たっての町道等の取り付け道路の部分をどちらが負担するのかといったような、細かいところが出てこようかと思えます、これは一例ですが。それから、新たに何らかの土地が必要になってそれを求める場合とか、いろいろな想定ができると思うんですが、本体を建設するに当たっては2分の1を基本といたしますが、それ以外の今例として申し上げた内容、今予測できないような内容が出てきた場合には、再度協議するというようなことをございます。ですから、今想定するのはちょっと難しいかなというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 今回の規約では病院の整備に関するということで、病院建設までの中身という、建設した後はまた規約を変えて上がってくるということなんですか。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 現在の規約の内容は、今ご質問のあったとおりでございます。建設するための一部事務組合を設立する。今後、当然建物ができてオープンということになってきますと、運営面とかいろいろな面での規約の変更が必要になってまいります。それは建設過程の中で規約を変更していくということになります。ただ、規約の変更に当たっては、両町、構成町の議会での同意を求めなければなりませんので、その都度ご相談、議案として上程させていただくということになるかと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 5 ページの第 284 条の 2 のところの最後の 2 行ですが、一部事務組合内の地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は一部事務組合の成立と同時に消滅するというふうなことですが、この表現についてもう少し踏み込んだ内容として説明を伺いたと思います。

それと、7 ページの第 4 章の第 12 条 1 項の負担金、その後のその他の収入とはどういう収入があるのか、その中身について伺います。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 2点のご質問でございます。まず、5ページの第284条2項の最後2行の部分ですが、一部事務組合内の地方公共団体については以下ですが、例えば、今現在広域で消防でありますとか老人ホームなんかを運営しておりますが、それを例えば各町でやっていたと仮定しますと、組合を設立してそこが運営に当たるといった場合に、この組合の設立をもって各町での業務がなくなるということを意味しております。ですから、今回の組合設立には直接影響がない文章になりますが、2項をそのまま掲載しましたのでこの2行もつけ加わったということでご理解いただきたいと思います。

それから、次、2点目の経費の種類ですが、負担金、その他の収入ということは、これは雑入でありますとか寄付金を想定をいたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、この議案第45号小豆医療組合の設立について反対の立場で討論を行います。

新病院の建設のための組合の設立ですけれども、新病院を建設したからといって、町長が言われるように医師の確保ができるのかという点が一番大きな点だということです。医師不足の大もとには自民、公明政権が社会保障費削減路線を進めて医療費を削り、病院経営の悪化や医師不足を引き起こしてきたことにあります。民

主党政権もこの路線を引き継いでいます。香川大学の学長、院長などが約束をしてくれたからといっても、当初予定の実務者会議さえできていません。研修医制度が変わった中で、学長などに医師の派遣先を決める強力な力はなくなっているのが現実ではないでしょうか。そもそも今の責任者が病院開設までその地位にあるかどうか保障がなく、何の具体的な中身もないのが実態だと思います。

また、この新病院建設が町民の声を聞かず上からの押しつけだということも問題です。十分に説明をしたと言われますが、多くの町民にとって病院統合、新病院建設は突然降ってわいたことです。しかも池田中学校の統合が決まってもいらないのに、池田中学校に建設するということも町民にとっては寝耳に水でした。これまで内海病院を利用してきた内海地域の町民、特に足のないお年寄りなどは、病院が池田にできて通院ができない、どうやって行けばいいのかなど不安の声が多くあります。

さらに、一部事務組合の設置となれば、住民の声が直接届きにくかったり、住民による監視ができにくい側面があります。こういったさまざまな問題があるのに、国の補助金欲しさに拙速に進め、町民への大きな負担となる病院建設には反対であり、そのための小豆医療組合の設立については反対いたします。以上。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

10番（渡辺 慧君） 私は、議案第45号について賛成の立場から討論いたします。

昨今の医師や看護師不足など、大変厳しい医療環境の中で、小豆2町では香川県を初め、香川大学や医療関係者などの強力な支援のもと、島での医療を確保するために2つの公立病院の再編による新病院の整備に向けて鋭意取り組まれており

ます。また本年4月からは、2町により小豆医療圏公立病院建設準備室を設置して新病院建設に向けての準備作業が行われていますが、今後基本設計、実施設計等を進めていくには、その事業主体となる医療組合の設立は必要不可欠な要件になると考えます。

何と申しましても島での医療の確保は島民の命にかかわる問題でありますので、その実現を図るために必要な小豆医療組合の設立等を定めた規約(案)につきまして賛成するものであります。

議長(秋長正幸君) 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(秋長正幸君) 起立多数です。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第46号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長(秋長正幸君) 次、日程第7、議案第46号小豆島町印鑑条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 46 号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

改正住民基本台帳法の施行並びに外国人登録法の廃止に伴い、印鑑登録の事務に関し所要の規定を整備しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（村口佐吉君） 議案第 46 号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、外国人の住民の方についても日本人と同じく住民票が作成されることとなりました。在住外国人の増加、転入、転出等の増加に伴い、現行の外国人登録制度にかえて、日本人と同様に外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤を創出する目的で住民基本台帳法を改正、また外国人登録法が廃止されるものでございます。

これに伴いまして、印鑑登録証明事務に関しましても所要の整備を行い、あわせて字句の修正を行うため、小豆島町印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

ちなみに小豆島町の外国人の数でございますが、5月末現在で 151 名おられます。中国が 97 名、フィリピンが 26 名、ペルーが 12 名、韓国が 4 名、アメリカ、インドネシア、ラオスが各 3 名などとなっております。このうち小豆島町に印鑑登録をされておられる外国人の方は 14 名となっております。

それでは、改正点につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 8 ページ、新旧対照表をお開きください。

第 2 条第 1 項中、アンダーラインを引いている部分でございますが、改正後の欄で、「以下「法」という。」を挿入し、右の改正前の欄の「又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者」を削るものでございます。

これは改正後の欄は住民基本台帳法が後ろの条文でも出てくるために、「以下「法」という。」追加し、改正前の欄の「又は」の部分は外国人登録法が廃止されることから削除するものでございます。

第 4 条第 3 項第 1 号では、「若しくは」を「又は」に、「はり付け」を漢字の「貼付」に変更し、「又は外国人登録証明書」を削るものでございます。これは字句訂正及び外国人登録法の廃止による削除でございます。

次に、9 ページをお開きください。

第 6 条第 1 項では、住民の方が登録する印鑑について登録ができない印鑑、印鑑登録に適さない印鑑等の事項をあらわしております。

第 1 号ですが、改正前の「又は外国人登録原票」及び「又は登録」は、外国人登録法の廃止により削除し、改正後の住民基本台帳に記録されている氏名、氏のもとに、「名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくは名及び組合わせ」を「若しくは通称及び組合わせ」に改正いたします。

ここで通称についてですが、我が国に在住する外国人住民の中には、本邦で社会生活を送る上で、氏名、本名とか別の呼称を使用しておられる方々が多くおられ、その呼称が社会において通用しているという実態がございます。これを通称と呼んでおり、この通称について申し出があれば住民基本台帳事務においても通称欄に記

載ができることとされたことから、印鑑登録事務においても氏名とあわせて通称名が登録できるようにするものでございます。小豆島町におきましても通称名を持つ方が4名おられます。この第1号の変更点は、この通称につきまして住民基本台帳に記録されている通称以外の登録はできないという規定でございます。

第2号は、「又は通称」を追加するもので、第1号と同様でございます。

同条2第2項、「町長は前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わされたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる」を追加いたします。

これは前条により氏名、氏、名、通称等以外のものは印鑑登録ができないと規定されておりますが、例外といたしまして非漢字圏と申しまして、漢字を使用している国、中国、韓国、台湾以外の国のこととでございます。アメリカ、フィリピン等の国々のこととございますが、今回これが外国人の方々の住民票に記載される氏名は、原則アルファベット表記とされておりますが、これら非漢字圏の国々の国籍を持つ外国人住民については、申し出によりアルファベット氏名に対応するカタカナを住民票の備考欄に併記できる取り扱いとされましたことから、印鑑登録事務においても同様に、カタカナの印鑑登録について例外的に認めようとするものでございます。

次に、第7条でございます。

ここでは印鑑登録原票に登録できる事項を記載しております。そのうち、第3号の氏名の後に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を追加するものです。先ほどからご説明を申し上げておりますとおり、外国人住民には通称での印鑑登録が認められることとされたことから追加

するものでございます。

また、第7号として、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を追加いたします。これも非漢字圏の外国人住民の方で、申し出をされた方にはカタカナ表記が認められることから追加するものでございます。

次のページ、10ページになりますが、この7号の追加により旧条例の第7号を第8号といたします。

第12条でございます。

ここでは印鑑の登録の職権抹消について規定をしております。

第1号の改正前の「又は外国人登録原票から抹消されたとき」を削り、改正後の第3号の「氏名、氏又は名」の後に「（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む）」を挿入いたします。住民基本台帳法改正及び外国人登録法の廃止によりまして、第7条同様、通称及びカタカナ表記が認められることから追加するものでございます。

第13条でございます。ここでは住民に発行します印鑑登録証明書に記載される事項を規定しております。第7条と同様、第1号の「氏名」の後に「（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び通称）」を追加、また第5号として、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を追加するもので、既にご説明を申し上げておるとおりでございます。

11ページになりますが、附則といたしまして、1、この条例は、本年7月9日から施行いたします。

2では、改正前の小豆島町印鑑条例に基づき印鑑の登録を受けている外国人及び登録の申請をしている外国人については、施行日において施行後の新条例による印鑑の登録を受けている者又は印鑑の登録をしている者とみなす規定でございます。

3では、条例施行前に印鑑登録をしている者で、新条例において印鑑の登録が受けることができない者、具体的には在留資格がなく入国している者とか、3カ月未満の短期滞在者等の方につきましては、施行日において当該印鑑登録の原票を削除又は申請を受理しないとするものでございます。その場合、当該印鑑登録を受けた者に対しましてはこの旨を通知をするという規定でございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 登録する印鑑の制限のところについてですが、形とか大きさとかというふうなものの制限は全くないんですか、印鑑登録証明発行の枠の中であれば。5センチ角であれ、10センチ角であれ、それは自由だというふうなことで制限はないんですか。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（村口佐吉君） 今回の条例の第6条に、今回第1号で変更させていただきましたが、第2号から7号までございます。その中に氏名、職業又は通称以外のものをあらわしているもの、ゴム印で印鑑をつくっているものとか、大きさが8ミリ以下の正方形におさまるものとか、または摩耗、または毀損しているものとか、そういう大きさとか形についての規定はございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） この151名の方に会って説明するのでしょうか。うちの近所にはアメリカの方がおいでです。151名の方に。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（村口佐吉君） 151名おられますが、その中で印鑑登録をされている方が14名になっております。周知方法でございますが、1カ月前から小豆島町に住所がある方につきましては、仮住民票というものを作成しなければなりませんので、既に文書で通知をしております。それで、その方が今の例えば外国人登録証明書の任期が来たら、その時点で切りかえていくと。それまでは、7月9日までは今の証明書がそのまま有効になると。9日以降も有効になるというみなし規定がございますので、順次更新をしていくということになってます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 47 号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 8、議案第 47 号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 47 号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

スポーツ振興法の全部を改正し、法令名称をスポーツ基本法に改め施行されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 議案第 47 号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 12、13 ページをお開きください。

小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表中の体育指導委員をスポーツ推進委員に名称を変更するものでございます。

体育指導委員につきましては、昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法により設置を定められておりました。しかしながら、スポーツ振興法につきましては、制定から 50 年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法ではなくなってきたため、新たにスポーツ基本法として全面的に改正されました。

また、その中で体育指導委員におきましても新たにスポーツ推進委員と名称が変更されたため、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。9 番植松議員。

9 番（植松勝太郎君） これは名称の変更ということで大した部分じゃないとは思いますが、このスポーツ推進委員ですか、これは今現在何人ぐらいおって、どんな種類を指導しておるのか。それで、また年にそれぞれ大体どのぐらいの回数を指導に費やしおるのかという部分を、3 つ。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 人数については、たしか 16 名お願いしていたと思います。本来、旧法のスポーツ振興法の中におきましては、体育指導委員につきましてはスポーツの実技指導を行うというような規定になっておりますけども、残念ながら現在のところ、例えばオリーブマラソンの役員として協力をいただくと

か、ついこの間ありました三世代のグラウンドゴルフの指導というか、お手伝いを  
していただくということで、年に五、六回ぐらいの行事というか、イベントのご協  
力をお願いをしているところでございます。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 年に五、六回いうて言うてますけれども、それは16  
名全員が出席してやる部分ですか。それとも専門的ないうんか、この人はこういう  
ふうな形で、この分野のときには行きますが、この分野のときはもう行かないとか  
いうふうな形でおるのか。そういうふうな、十把一からげでわあっといく部分を考  
えておるのか、私から考えると、今の時代ですから、やっぱりより専門的に配置  
していくのがいいんじゃないかなというふうには思うんですが。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 先ほど申しましたように、残念ながら今のとこ  
ろ行事に対してちょっとお手伝いをいただくようなところがありまして、各体育指  
導委員、今スポーツ推進委員でございますけども、それぞれに得意分野をお持ちで  
ございますけども、どちらかという、その行事行事で出席できるかどうかを確認  
した上でお手伝いをいただくようなところになっております。

ただ、先ほど植松議員さん申しましたように、これから特にスポーツ推進委員  
にかかわらず、この町内にそれぞれ得意な分野のスポーツ持っている方おりますの  
で、できる限りそういう方の能力を有効的に利用できるようなことを今後考えてい  
くつもりではおります。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 47 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 48 号 小豆島町内海 B & G 海洋センター条例の一部を
改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 9、議案第 48 号小豆島町内海 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 48 号小豆島町内海 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

B & G 海洋センターの老朽設備撤去に伴い、使用料関係規定の一部を廃止する

ものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほど
お願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 議案第 48 号小豆島町内海 B & G 海洋センター
条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 14、15 ページをお開きください。

小豆島町内海 B & G 海洋センター条例、別表中 4 の附属設備使用料のうち、舟
艇昇降機使用料 1 回 1,050 円を削除するものでございます。内海 B & G 海洋センタ
ーの舟艇昇降機は、B & G に配備された大型のカッターや浮き棧橋などを上げおろ
しするために、艇庫前に設置されたクレーンでございますが、一般の遊漁船なども
上げおろしさせてほしいとの要望があり、従来から使用料を設定していたものでご
ざいます。

しかしながら、海の水が直接当たる非常に過酷な環境にあるため、著しくさび
が来てここに二、三年では修繕もきかない状況になり大変危険なため、夏のシーズ
ンを前に撤去いたしましたので、このたび別表より使用料を削除するものでござい
ます。

なお、最近では B & G の海洋指導の中で大型のカッターを使用することはほぼな
く、クレーンを必要とするのはシーズンの最初と終わりの浮き棧橋を設置すること
が主なものになっており、大型のクレーンをチャーターし対応をいたしております。
ご審議よろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 48 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は 40 分から。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 39 分

議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

日程第 10 議案第 49 号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 10、議案第 49 号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案

理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 49 号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 49 号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 16、17 ページをお開き願います。

この改正につきましては、香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱、これが一部改正されまして、平成 24 年 8 月 1 日から施行されることに伴いまして、小豆島町も所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

第 5 条の改正になります。この第 5 条は、医療費の支給についての仕組みでございますが、受給者が受けた医療に要した費用に対しまして、対象一部負担金額を控除した額を重度心身障害者等医療費として支給するものであります。

この対象一部負担金額を改正するものでございまして、改正前の(1)入院の場合 2 千円、また(2)入院外の場合は千円でしたが、改正後は(1)入院の場合は千円、(2)入院外の場合は 500 円、これを医療に要した費用から控除して支給し、

負担の軽減を図るものでございます。

附則としまして、施行期日を平成 24 年 8 月 1 日とするものでございます。

また、改正部分は平成 24 年 8 月 1 日以降に受けた医療の給付分から適用し、8 月 1 日前に受けた医療の給付については、なお従前の例によるものでございます。以上で小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 49 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 1 議案第 5 0 号 安田ポンプ場下部工事に係る工事請負契約に

ついて

議長（秋長正幸君） 次、日程第 11、議案第 50 号安田ポンプ場下部工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 50 号安田ポンプ場下部工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、安田ポンプ場下部工事に關し、平成 24 年 6 月 2 日の指名競争入札により決定した施工業者との請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき定めた、小豆島町議会の議決するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第 50 号安田ポンプ場下部工事に係る工事契約についてご説明いたします。

上程議案集 18 ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長より説明がありましたように、安田地区の低地帯の浸水対策として、植松都市下水路ポンプ場をリニューアルするとともに、今回上程いたしました新安田ポンプ場建設に伴いますポンプ場下部工事の契約金額が 5 千万円以上となり、議会のご承認をいただくという形になっております。

続きまして、ページ 20 ページをご覧ください。

今月、6 月 4 日に行いました指名競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額 1 億 5,855 万円、うち消費税 755 万円で、香川県小豆郡小豆島町安田 348

番地 1、株式会社竹本組代表取締役竹本定が落札いたしました。

工期は町の指定する日といたしまして、今議会のご承認の日から平成 25 年 1 月 31 日までといたしております。

工事概要は、ポンプ場下部工一式といたしまして、土工、掘削工 2,986 立米、埋戻工 1,048 立方メートル、躯体工、躯体コンクリート工で 896 立米、型枠工 1,800 平米、支保工 544 空立米、鉄筋工、D の 16 から 25、加工組み立てで 135.6 トン、仮設工といたしまして土どめ鋼矢板 型、長さ 19 メーターのものを 243 枚打設いたします。中間杭としまして H 鋼の 30 セン角、中間杭のほうは長さ 14.5 メーターで 12 本打設いたします。支保工が切りばり腹起こし工で 74.4 トンなどの、記載のとおりポンプ場下部工事のことでございます。

入札業者につきましては、記載のとおり小豆島町内に属します A 級ランクの 11 社すべてを指名いたしました。5 社の辞退届を受理いたしましたことから 6 社の入札となりました。

各社の税抜き金額は、それぞれ安井建設株式会社 1 億 5,500 万円、株式会社矢田建設 1 億 7,500 万円、秋田工業株式会社 1 億 5,390 万円、株式会社竹本組 1 億 5,100 万円、高尾石材株式会社 1 億 5,140 万円、有限会社大和建設 1 億 5,170 万円でございます。なお、契約しようとする公示価格に対する請負率は 92.29% となっております。

また、下部にあります辞退者 5 社、田村石材株式会社、(株)木村、松本建設株式会社香川本社、浜元建設株式会社、株式会社香川舗道の 5 社の辞退理由につきましても、特に聞く必要までもなかったんですけど、その都度お伺いしましたところ、既に受注している工事があり、受注目標の工事に向けての専任監督員の配置が現在の会社では難しい。既に受注している工事があり、自社施工能力における工期内完了が見込めない、会社の運転資金計画に伴うものなどの理由によりまして辞退

届が提出され、受理した形となっております。以上で議案の説明を終了いたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） このポンプ場の位置の高さを知りたいと思います。津波の問題が今出てますけど、その関係で何か対策が必要なのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 位置の高さといいますのは地盤の高さという形で認識させてもらって、こちらのところの高さ、地盤高につきましては2メートル40センチとなっております。高潮の対策につきましては、前面の護岸のほうで防護しておるといって、地盤高としましては高潮につかる高さの位置でなるんですけど、基礎工事、地盤より高い位置に設置して、機械等が高潮の浸水の影響を受けないという形で本体はでき上がる形になっております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） この部分で、中間杭というのかな、いうふうな形で杭を打つと思います。これは年に何回かしか作動はしないとは言いながら、振動がかなり、排水用ポンプ云々でやったときにはあると思うんです。この杭が、あそこら辺の地盤そのものがそんなにいい地盤ではないと思いますので、ここら辺の14メートルとか15メートル当たり、それから以前の基礎のほうの部分でも別に杭を打っておるとは思うんですが、そこら辺の部分は十二分に検証された上でのこの長さ

いうんかな、になっておるんかな。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 今、植松議員のご質問にお答えいたします。

中間杭というのはあくまでも仮設工の土どめ矢板、鋼矢板の要するに支えを真ん中で支持するための杭でございます、本体構造の部分に影響するものではありません。この絵の中で下に杭が入っておりますのは、これ 30 メーターからある杭をもう既に打設完了いたしております、P C コンクリートぐいで打設されておりますもので、そちらのほうの打設のときに、杭を打つ振動でなく、その杭を打つ機械が移動する振動が近隣のほうに響いたという話で、そちらのほうの施工中に対応方で移動の仕方を考慮したりして無事に施工することができております。

でございますもので、当然こちらのほうの今度、杭、矢板等を打ち込む場合、矢板につきましては高周波打設とかいう、極力振動の少ない形で、地溝を打つにつきましては、もう本体の支持杭と同じ形で、オーガーという形で、ドリルで一たんもみまして、そこへ打ち込んで、最後の部分だけの打ち込みだけをバイブレーターで支持層へ打ち込む部分だけをやろうかという形の工法で、周辺への振動等についての対応はその施工計画の中でそういうふうに決めさせていただいております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。11 番村上議員。

11 番(村上久美君) 6社に対する竹本組が落札ということになりましたが、この落札率というのは何%になるんですか。今の 92. が落札ですか。議運の傍聴のときには 97.15 っていうふうに言われたんですが、この違いっていうのはどうなんですか。97.15 って言われてたと思うのですが、これは分母のところが違うんですか。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 先ほど私が請負率と言いましたのは、工事価格に対する請負率で 92.29%という説明をさせていただいております。議員の申されております 97.15%という数字、公表されておりますものでご理解いただいておりますのは存じますが、そちらのほうの率に関しましては、それはあくまでも予定価格、指名競争入札でございますもので、町において予定価格を設定いたしております。その予定価格に対しての請負率が 97.15%となっております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。8番安井議員。

8番（安井信之君） 地震などの対策はどういうふうに考えてますか。というのは、暗渠部分で排水というふうな形になりますが、その辺はどういうふうな措置をとっておられるのかお伺いします。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 地震に対しましては、要するに地震対策の設計指針にのっとりまして対応はしております。ただし、免震とかそういう形の今はやりの形の部分にまでは、そこまでは高品質化はまだなされておられません。管路につきましても接合方式という形で、ジョイントでつないでいって離脱防止がかかる形の管路の敷設という形で検討はいたしておりますが、耐震とかそういう面につきましては、もう従来の形の部分で敷設になっていくようにやっております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 再度ちょっと伺います。

予定価格に対しての落札が 97.15 って、予定価格は幾らですか。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 予定価格につきましては、私今こちらのほうに持ってきてないんですけど、あくまでも予定価格につきましてはその事業費に依りまして予定価格を理事者の方等に入れていただいております。その予定価格につきましての一律な率というのは、その都度理事者のほうで考えていただいておりますという形になっておりますもので、一律ではないと考えております。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 今回の工事入札についての予定価格ということなんで、また教えてもらいたいと思います。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） ちょっと今日予定価格、その金額の部分まで、申しわけありません、数字、私も記憶いたしておりません。ただ、この率で割っていただいて、まだこの下にまた端数が出てくるんですけど、割り戻していただいたらその非常に近い近似値が出るかと思っております。この本日の議会中に金額、後ほど説明させていただきますので、それでご容赦ください。申しわけございません。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 50 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 12 一般質問

議長（秋長正幸君） 次、日程第 12、一般質問を行います。

なお、今回から一問一答方式、反問権の試行を行います。

質問を行う議員の方は、質問席において通告を受けております項目順に 1 問ずつ質問を行うようお願いします。

また、執行部から反問される場合は、必ず申し入れを行い、議長の許可を受けて行うようお願いします。

それでは、順次発言を許します。8 番安井信之議員。

8 番（安井信之君） 私は障害者雇用について町長のお考えを聞きたいと思えます。

3 月議会において、本年度から配食サービスの週 1 回から週 2 回への取り組み

が行われ、将来的には毎日のサービスを提供していくと伺いました。その中で、宅配に関してはシルバー人材センター、障害者団体をお願いしていくとのことでした。

私は、現役世代の中途障害者を登用してみてもと考えます。インターネットで求人情報を確認したところ、中途障害者の雇用は、大都市では大企業による求人がありますが、地方では皆無の状態であると認識しています。中途障害者の雇用の場の確保は、地方においては行政のかかわりが不可欠であると考えますが、町長のお考えを伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私は厚生労働省で障害者福祉の仕事を長くしました。障害者福祉の課題というのはいっぱいあるんですけども、最終的には障害者の方の働く場を確保するというのが、厚生労働省としては最も大事なことであり、現時点の厚生労働省の障害者福祉政策の考え方が妥当と思っています。

それで、国のほうでもいろんな新しい施策が始まっているんですけども、小豆島の状況というのを2年たって評価すると、障害者の雇用という点ではそんなに進んでいない。どちらかといえば不十分だと思います。そういう中で新しい動きが始まってまして、それは全国的に見ても注目されてしかるべきものだと思います。それは特に知的障害者の方が、ひまわりの家とかあすなろの家も一部、オリーブの栽培をしているということがありまして、島外企業の方もこれには協力をされてまして、障害者の方が地元の一丁目一番地の分野のところで能力を生かせるようなものができ始めているということは、全国的にも相当すぐれたことだと思っています。

さらに中山の棚田でひまわりの家とあすなろの家と、玉野市の障害者の方が田植えと稲刈りをしてますけれども、これも将来的には働く場としてもうちょっとしっかりしたものにすれば、中山の棚田を守る一翼を障害者が担えるという、これも

多分全国的にも評価される取り組みだろうと思います。

そういう中で、今年度から始まる配食サービスについて、シルバー人材センター、障害者団体もかかわってもらえるということも、地道ですけれどもその第一歩としていいことだろうと思います。

質問にありました中途障害者の問題なんですが、私は長いこと障害者福祉をしましたが、生まれながらの障害者の方は障害者の方で物すごく大変な課題を抱えています。中途障害というのは、場合によってはそれ以上に障害を克服するのは大変です。例えば中途失明、生まれながらの目が見えない方と中途失明の方は、社会復帰しようと思ったときのハードルは中途障害者のほうがはるかに大きいです。それから、中途障害にはいろんな、交通事故のようなものであれば車いすとか、比較的反りハビリが発達して、肢体不自由ですね、それは最近問題になっているのは高次脳機能障害、何かで頭を打って、見た目はもう全く正常だけれども、突然仕事ができなくなるとか、そういう方の再雇用とか社会復帰はまことに難しい問題になっています。

小豆島の現状を言うと、中途障害に限らず、生まれながらの障害の方も十分な状況がないので、どうすれば雇用が進むかについてはよく研究させていただきたいと思います。

配食サービスの状況については担当課長に説明させます。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） 配食サービスの実施状況についてご報告させていただきます。

平成 24 年度は、これまで水曜日の週 1 回であった配食サービスを、金曜日も加え週 2 回に拡大しようとするものです。配食回数の拡大に当たりましては、弁当

の調理、配達につきまして、その体制を整備する必要があったことから、町と社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人福祉施設、現在の配達ボランティアなど、関係者の方々と協議、検討を行ってまいりました。

協議の結果、水曜日はこれまでどおり老人クラブの会員や民生委員などのボランティアの方にご協力をいただき、金曜日につきましては、池田地区をシルバー人材センターが、内海地区につきましては、社会福祉協議会のスタッフとあすなるの家の利用者で行うことで実施することとなりました。金曜日の配食サービスは6月15日からスタートしておりまして、現在の配食サービスの利用者は、水曜日が36名、金曜日が31名、実人数が43名となっております。

あすなるの家の利用者による配食サービスにつきましては、障害者の地域社会への参加、貢献とともに、就労への第一歩になるものと期待しておりますが、現在は実際に訪問する家庭の場所や道順などを確認している状況でございます。準備が整い次第、可能な範囲でご協力いただくこととしております。いずれにいたしましても、現在におきましては段階的に取り組んでいこうとするところでありまして、今後の状況を踏まえ、よりよい体制での配食サービスを進めていきたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 小豆島町内における中途障害者の状況というか、人数はどのようになっていますか。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 中途障害者の方の人数につきましては、正確には把握はしておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 正確に把握していないと、そういうふうな福祉事業いうものは行ってはいけないんじゃないかなと思いますが、その辺は把握していくように努めてもらいたいと思います。

それと、シルバー人材センターなりは、高齢者の働ける人、人材などを有意義に利用するというところで、国のほうでそういう組織づくりができておりますが、中途障害者というふうなところに関しては、なかなか声が出てこんのんかどうかわかりませんが、国のほうでもそういうふうな対応がなされていないのかなというふうに思います。手短な町というか、小回りがきくところからそういうふうな制度をつくっていくべきだと思いますが、町長はどうお考えになっておりますか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 障害者福祉というのは、障害の種類によっても全然対応が、例えば知的障害者と肢体不自由、肢体不自由も手の肢体不自由から足の不自由とか、脳性麻痺とかいって、見た目は問題ないけどもなかなか自分でコントロールするのが難しいとか、視覚障害とか、それぞれ障害に応じて対策が変わってきます。それから、安井さんがずっと言われているように、どの時点で、子供のときに障害が発生したか大人になってしたか、高齢になってしたかによっても全部対応が違いますので、国においても多分なかなか難しい問題です。

国は障害者雇用促進法というのをつくってまして、知的障害と身体障害者には雇用率というのを大手にはかけてますよね。精神障害者も間もなく雇用が義務づけられるということで、基本的には国の施策をまずちゃんとやるということが基本だと思いますが、そこもきちんとやれてないのではないかと常々思ってますので、課

題はたくさんあるんですが、小さな町ですからそんなに一律の調査をしなくても、民生委員さんもおられるわけですから、どこでどういう人がどのような状態でどういう仕事につきたがってるかというのはわかるはずですから、個別にちゃんと対応するように努力したいと思います。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 私の知り合いの中で、内臓疾患によって障害になったというふうな方がいらっしゃいます。その方なりは私と同年代で現役世代であります。その中で生活保護なりを受けずに頑張りたいというふうなことを常々言うておりますんで、その受け皿として社会福祉協議会の中に、シルバーと同等の形で雇用を確保するような部門をつくる考えはありますか。そういうような部分で社会福祉協議会の会長ということでの町長としてはどういう考えですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず組織をつくって動き出したほうがいいのか、具体的な実践例をしたらいいか、ちょっと考えさせてください。例えば、役場も障害者の雇用は義務づけられているんです。だからそういうところに、役場の仕事も幅広くありますから、例えば臨時職でもいいわけですから、社会福祉協議会もいろんな活躍の場があるので、少し個別の事例で何ができるかを考えたその上で組織を考え、組織をしても形式的なものばかりし多くなっても仕方ないので、まずは熱心な人たちが集まってどういうサポートができるかということからやるべきだろうと思っています。

それから、現に福祉関係者が集まった個別事例のケーススタディーをする組織は現にあるんです。例えば精神障害で通院させたら治療が治った後、どういう形で

地域で応援し、仕事をどうするかというのを協議する場があるんです。だけどそういう場が本当に機能しているかということと必ずしも機能してないと思いますので、いずれにしても個別事例を社会福祉協議会の担当課に言ってもらった上で考えて、実践ができるかどうかということから始めたいと思います。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 最終的には生活保護というふうな形になってくると、国の負担が、医療費などを頭に一番大きくかかわってくる問題になりますんで、その辺を救済するような形でもそういうような制度なりを取り組んでいてもらいたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 次、13番中江正議員。

13番（中江 正君） 私は1問だけ町長に質問したいと思います。

新病院建設と交通安全についてでございます。

私は元運転手だったこともあり、交通安全を強く考えます。今本格的に取り組んでいる内海病院と土庄中央病院の統合の方針の中で、バス停に関して交通安全に関して質問したいと思います。

病院統合については、必要なことと積極的にやっけていただいていることに感謝をしています。そこで、新病院の建設に関連して大切だと考えていることを1問だけ質問します。それは交通安全についてでございます。国道、県道、町道、里道など、道路での事故が絶えません。

先日、香川県政策部から出された24年度版「100の指標から見た香川」の中

で、交通事故死傷者数は残念ながらワーストワンが続いています。資料によりますと、人口 10 万人当たりの交通事故死傷者数がけたが違うと言いますが、島根県は 302 人に対して香川県は 1,403 人です。この 1,400 人台はずっと続いています。一人一人の認識が違うことも原因でしょうが、事あるごとに交通安全を考えることが大切であり、病院計画でも欠かせないことと考えています。

病院を建設した後で交通事故問題を指摘しても遅いと思います。今のように国道を渡って病院に入るパターンは危険だと思います。国道 436 号線はどれだけの事故が起こっているのか、その原因は何か、対策はないのかと思います。私は事故を起こした人や被害者のどちらかに原因を求めるのでは事故ゼロにはならないと思います。

土庄の中央病院近くの国道でのひき逃げ事故がまだ解決していませんが、私は内海病院前でもひやりとしたことは何度もあります。危ないことを見かけたこともあります。バスをおりた人が病院の順番をとるため、先を争って横断歩道を渡るとき危険です。今から多くのことが計画される新病院ですが、健康を願って通っている病院なのに交通事故に遭っては何もならないと思います。病院の趣旨からしても交通安全はとても大切なことだと思います。私は香川医大のようにバス停そのものを病院に引き込み、安全を確保すべきだと考えます。新病院近くの国道上の事故は皆無にしたいと思います。一定の広さが必要ですが、半永久的な対策としてどうしても必要なことだと考えています。

当然、自家用車の配置なども安全を考えて計画すると思いますが、今回はバス停の安全性について、計画段階から考えていただきたいと質問いたします。町長のお考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 新病院建設と交通安全の問題についてご質問いただきましたが、交通安全については、香川県の交通マナーというものが決してよくない。そして小豆島もよくないというのは、県外者の方によく聞くことでありますので、香川県知事以下、全力で交通安全問題に取り組んでますんで、小豆島町もそれに沿って対応していかなければいけないと思っております。

それから、新病院につきましては、ご指摘のとおり、安心して病院に通院できるようにしなければいけませんし、病院に通院の過程で交通事故が起こる可能性を高めるといようなことがあってはいけないと思っておりますので、ご指摘のようにバス停を引き込む、病院の敷地に引き込むというようなことについても、これから具体的な建設作業が始まりますので、設計の段階からちゃんと設計者に申し上げて実現するように努力したいと思っております。

それから、新病院については遠くになる方が多くなりますので、移動手段をどうするかという大きな課題がありまして、今の小豆島オーリーブスだけでは不十分だと思っております、できるだけ遠くの方も安心して通院できるような移動手段を考えたいと、開院までに間に合うように考えたいと思っております。高齢者の方の通院が多いと思っておりますので、高齢者が運転をするとやはり事故の確率が高くなりますので、なるべくマイカーを利用しないでも通院できるような移動手段を考えたいと思っております。またこれから中江議員にもアドバイスをさせていただこうと思っております。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） ありがとうございます。

建設した後でスペースとかいろんな問題が生じるわけですから、今町長が言われたように、建設前にスペースをとって、よりよい病院にしていきたいと思います。

ますが、私が思うんは、いわゆるバスレーン、緊急車レーン、歩道レーン、タクシーもバスも一緒ですけど、そういうようなレーンを設ければ、バスからおりてすぐに車とかち合うようなことでは、これは安全性とは言われないわけですけど、このレーンをつくることによって病院の玄関先で、歩行者だけが、通う人だけが、車が横断するとか横から来るとか後ろから来るとか、そういうようなはめにならないような対策を講じることが大切じゃないかなと思います。

もう一つは段差、お年寄りの方は1センチ段があるとつまずいてこけるとか、そういうような面もしばしば見ております。そういうなんで、レーンを設けることに、専用レーンです、そういうようなことを考えておられるのか、町長どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご指摘のあったような歩行者、自転車とかの利用別のレーンをつくるとか、段差の解消は当然だと思いますけども、それはどこまでできるかは、これから建設設計に入りますので検討はしたいと思いますが、問題はそのスペースです。私は今の時点では池田中学校は一部に子供の図書館とかあります。それを除いては、残していかせないかと思ってますけれども、今これ2棟あります。だからあの2棟を丸ごと残すのか、1棟は壊してそういう安全面のスペースにとるのかというような、具体的な議論をしないといけないと思いますんで、また皆さん方とよく相談しながら今後対応してまいります。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） 新病院も安心・安全、利便性の高い病院にしていきたいと思います。これで質問を終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 次、6番森崇議員。

6番（森 崇君） 質問に入る前にお断りをいたします。

先日の議運の中で私の質問が少し長いのではないかとと言われて反省しております。以前は30分だった持ち時間が40分になって喜んどうったんですけど、字数の制限は聞いておりませんでしたので、お許し願いたいと思います。

しかし、この行政にとっても私たちにとっても一大事業のダム問題があります、命がかかっていると思っています。そういった意味で、幅広い調査の結果、スカイライン道路とかブルーライン道路の写真を撮ったりしましたんで、少し長くなりました。ちょうど4年前のダムの公述人にもなった関係で、責任上、そうして長くなったことをお許し願いたいと思います。時間を守るために一生懸命やりたいと思います。生半可な気持ちじゃございません。

それで、49、51 災害経験の冊子づくりの準備はということで質問いたします。

昨年3月11日の東日本大震災をきっかけに、政府のとるべき態度や災害対策基本法、県や市、町行政の災害に対する方針など、あらゆる人間の営みを見直していると思います。四国地方でも南海トラフを震源とする東海地震、東南海・南海地震による地震や津波の警告がされています。あの地震による津波を経験し、大変な数の犠牲者が出た東北では、「てんでこ」で避難すべきだと言われていています。大変なときは命がかかっていますので、そのとおりだと思います。しかし、自分が津波から逃げるとき比較的元気な人が動けない人を助ける地域の体制はつくらねばならないと思っています。

私の質問の趣旨は、町が49災害、51災害の経験を冊子にするとおっしゃいましたが、計画はどこまで進んでいるのかというものです。戦争が風化するように、災害

の経験も風化していきます。今完成目前の内海ダムは、治水、利水の両面とも必要でございます。この完成の意義は大きいと思います。みんなの願いが成就するのですが、あの災害の経験を記録に残すことも大切だと思います。瀬戸内海の真ん中にある小豆島は、古くから台風どきの集中豪雨や異常湧水の経験があります。山が急峻であり、その土質も真砂土質であり、豪雨で崩れやすいものでございます。

反対派の方が立ち木トラストを行ったり、緑のダムを主張していましたが、全く間違っていたと思います。これは念押しに申し上げますけども、例えば有名な外国の川、ナイル川は標高 1,134 メーター、海までは 6,650 キロあります。ミシシッピ川は標高 450 メーター、海までは 5,771 キロ、アマゾン川は標高 5,597 メーター、海までは 6,516 キロメートル。日本一の長い川、信濃川は標高 2,475 メーター、海までは 367 キロあります。利根川は標高 1,800 メーター、海までは 322 キロ、石狩川は標高 1,967 メーター、海までは 268 キロ、北上川は標高 500 メーター、海までは 249 キロあります。別当川ですけど、標高 792.5 メーター、海までは 4 キロと 450 メーターしかありません。海まで何百キロもあるところなら緑のダムの可能性もあるのですが、短い別当川につくるダムまで 2.5 キロしかないところに緑のダムを適用しようとしたのは、完全に間違っていたと思います。

観光客を含め、町民がどのような意識で新ダムを見るのかと思います。例えば、オリーブ公園は素晴らしいものですが、昭和 51 年災害のとき、集中豪雨や山津波が起き、命が奪われた地であることは考えが及ばないのが普通だと思います。新しく完成する新内海ダムは、国立公園寒霞渓の下にできることを考えると、なぜこの地にダムができるのかを島民を初め、観光客にもその意味を説明する必要があると思います。

私は、草壁港から神懸通り、古江の海岸からも景観の調査をして、43 力所から写真を撮りましたが、ダムが景観を損ねることは全くありませんでした。草壁幼

稚園の横から始まる農道も曲がりくねっており、2カ所だけしかダムを見ることはできません。景観を損ねると反対派の宣伝もありましたが、生活空間からはダムは見えないのです。調査もせずに反対してきたとしか思えません。

また、巨大ダムとも言われましたが、今の内海ダムは14万トンであり、池に比べても香川県の100位にも入らず小さいのです。香川県には約1万4,000個の池がありますが、満濃の池1,540万トン、内場池817.5万トン、長柄池421万トンであり、100万トン台の池は17個あります。新内海ダムは106万トンで17位になり、大野原の大谷池100万トンは18位になります。新ダムは地元香川県の池に比べても巨大とは言えません。全国的に見ると730番目の大きさでございます。この貯水量106万トンは昭和51年災害どきの豪雨を参考にしていると聞いていますので妥当だと思います。

高さですが、香川で一番高いダム、吉田ダム74.5メートル、新内海ダムの堰堤は43メートルで、堰堤長は423メートルです。水圧は10メートルで1気圧ですから吉田ダムは7.45気圧、新内海ダムは4.3気圧でございます。水圧から考えても堰堤が横に長いことは人間に優しいものだと思います。

また、私は約1センチほどの破碎帯があり、200万年より以前にできたものと聞いておりました。しかし、正確には活断層とつながったものが破碎帯であり、内海ダムの底にあるものは破碎帯ではなく周囲の岩盤よりもやわらかくなっている弱層と呼ばれるものでございます。小豆島には活断層もなく、したがって破碎帯もありません。

日本には地震を起こす約2,000の活断層があります。四国には中央構造線と呼ばれる長い活断層がありますが、小豆島には活断層はないのです。瀬戸内海や小豆島は約6,000年前にあらわれました。縄文時代の温暖化による海面上昇で生まれたのですが、それ以前は淡水と海水がまじっている汽水域でした。一昨年7月の山

陽新聞には、犬島貝塚一遺跡で淡水、汽水、海水の変遷が発見されたことが報道されておりました。内海ダムの弱層が200万年以前にでき、動かないものであることははっきりしています。これを当時危険だとチラシを配布しましたが、間違っていたのだと思います。新内海ダムは、必要性も安全性も考えてきたと思います。新内海ダムを完成間近まで進めたことに感謝しています。

昨日の台風4号で、時間雨量100ミリの豪雨も浜松市や神奈川県などで降り、被害も報道されています。

質問の趣旨である49、51災害の記録は、昭和51年台風17号による集中豪雨1,400ミリのつめ跡として冊子がつくられています。今回ダム完成を来年に迎える今、一般町民を対象にその経験を冊子にするべきだと強く思います。災害の経験は決して風化させてはいけない決意が必要だと思います。災害を経験した多くの方が執筆に参加するべきだと思います。

私は、安田の老人会「百社の友」の冊子を見ました。貧乏や戦争、事故との遭遇など、経験を多くの方が執筆、記録されております。人の経験は貴重で大切なことだと思いました。新ダムの必要性を調査する中で、人間のダムによる地域の助け合いこそ大切だと気づきました。当時、49、51災害に遭遇した人は人間のダムで助け合ったと思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 49年災害、51年災害の冊子の作成に関してご質問いただきましたが、言われましたとおり、過去の経験に学ぶということはまことに大切なことであって、いろんな方の経験談とか、どういう課題があってどう対応したかについての記録を残すことは必要不可欠なことだと思います。何度もその作業に入ると言いながら、いまだに着手できないことをおわび申し上げたいと思います。一

日も早くこの作業に入りたいと思っています。

役場のスタッフには厳しいんですけども、きっかけを、例えば民間サイドで座談会とかしてもらって、何かきっかけをつくってもらって役場のスタッフも作業に入りやすいのではないかと思います。いずれにしましても、三連動の大地震とか津波とか、大きな災害が必ず起きると専門家から指摘を受けておりました、これから本格的な防災対策、防災計画をつくらなければいけませんので、そういう過程でも必ず過去の被災経験とか、どういう対応をしてどういう課題があったかということを整理していくことも必要になりますので、いずれにしても早急に取り組みさせていただきます。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 以前、竹内副町長に、この災害の経験、山津波の経験、津波の経験、パーセントを聞いたことがあるんですけど、ほとんどが私たちは山津波、大雨の経験をやっぱり生かさないかんというふうに思っております。そこで再度質問したいと思います。

今のところ計画はなかったのか、ないと言ってほしいんですけど、字数とか、当時の写真、木庄もあるんですけど、写真とか部数とかというのが少しでもあるんでしたらお聞きしたいと思いますけど。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 森議員さんのご質問で、49年災害、51年災害の冊子が具体的にというお話でございます。先ほど町長から申しましたように、作業が遅れておりました、大変申しわけございません。言われるような体験談に基づいた防災に役立つ冊子をつくるということは、非常に貴重なことであろうかと思ってお

ります。

それで、執筆者にお願いする原稿の字数とか発行部数、発行期日のことに関しましては、まだ詳細のほうは決まってはございません。ただ、先ほど町長が申しましたように、今後地元といろんなハザードマップとかの作成の作業に入りますので、そういう時点でそういうお話を伺うとか、それから、やはり防災に関係した人、49年、51年災害で防災に関係した人をリストアップしてお話を聞いていくとか、そういう作業を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） この冊子というのは、私が思うのは、新ダムをお祝いの、ああよかったということで作られるというふうに思いますんで、一言言うたら、反対された方がおれも書かせろというのは趣旨が違うと思いますから、このことは非常にはっきりしとかんと、何かそん中に混じってしまうと、反対もいっぱいおったんやというんではいかんように思うんですけど、それは町長、ご苦労さんですけど、どういうふうに思いますか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） いろんな人と相談してやりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 最近、地震とか津波ももう何千年も前のことを縦に掘って発見されてます。何でこんなとこに海の砂があるんだということで発見されておりますけど、そういった意味では、昔の人の経験いうたって100年、200年前の歴史ではとても追いつかん部分はあると思いますんで、いろんな人たちの経験を冊

子にすると。

例えば、今思い出すのは、プロの人たちの経験、僕らの100年、200年だけの経験じゃなくて、いろんな意味の冊子にする必要があると思います。時間が迫っておるかわかりませんが、最後にその決意だけお聞きして終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員のご指摘に沿って頑張ってまいります。

（6番森 崇君「終わります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 次、2番谷康男議員。

2番（谷 康男君） 私は2点質問させていただきますが、まず第1番目に、空き家、廃屋について質問させていただきます。

現在、小豆島町内には多くの空き家が存在しています。町として空き家バンクの取り組みについては、空き家の解消と島内への移住促進など、一定の成果が見られておりますが、私たちの周りにある空き家は所有者が島外にいる場合が多く、地元の実情がわかってもらえず、管理等が十分でなく廃屋になりつつあるものも少なからず存在します。

長年利用、居住されることのない家屋について、町として何らかの指導や勧告が出せないのか。また、ある所有者に撤去を依頼したところ、解体して更地にしたら固定資産税が上がるとの回答がありました。その点について税制上の実情もお聞きしたいと思います。

所有権というのは憲法で保障されている大きな権利であります。権利には必

ず義務と責任があると思います。地元の人たちが何とか地域を活性化させようと頑張っている中、廃屋に近い家屋が点在しているのは寂れ感が払拭できない。またシロアリ等の害虫、それから防災、防犯上の問題もあります。空き家の所有者に対して行政として何ができるのか、質問させていただきます。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 空き家と廃屋の活用についてご質問がありました。

私も小豆島町の活性化をするためには、空き家とか廃屋をどう活用できるかが鍵だと思います。例えば、若者の移住が増えつつありますが、それに空き家とか廃屋をうまく入居してもらうようなためにどうしたらいいかということが現実の形としてあります。谷議員が苦労しているのと同じように、私自身も苦労しております。これについては、国において対応してもらわなければいけない、すなわち民法を改正するなり、特例を設けてもらわなければいけないことと、場合によっては条例を整備することによってできることがあるのではないかと思います。条例については、二、三日前の新聞で多度津町が条例を決めたと聞きましたので、それは早速勉強して、小豆島町でも同じような条例をつくりたいと思います。

所有者が決まっている場合は、多分条例で相当程度勧告とか強制執行とかできると思うんですけども、問題は所有者が決まってない廃屋、空き家があります。それは、例えばお父さんが亡くなったとき相続手続が行われてなくて、相続人がもう何十人とかということになっている空き家、廃屋があって、それについては今の法律、民法のもとでは手の施しようがないんですけども、これ全国的な課題だと思いますので、ぜひ相続などで所有者が確定できてない場合で、地元自治体が公共目的でその空き家を活用したいというときに、期限を区切って公示をして、その期間内に申し出がない場合には行政がその空き家を活用できるようにといった、法律

上の手当が必要だと思えます。これ、この間の市・町長会が横山市長が知事さんにおっしゃってた、なるほどなと思いました。ですから、空き家、廃屋の活用については、もう法律上、条例をつくる必要があると思えます。

それから、もう一つおもしろいなと思ったことがありまして、仏壇があることがなかなか所有者が所有権を手放せない理由の一つになっておるんですけども、二、三日前にある本を読んできましたら、石川県のある市で、その問題の解決策を見出したところがあって、それはお寺さんに抜魂というか、宗教上の行為があるらしいんですが、魂を仏壇から抜いて、そうすることによって宗教上のバリアがなくなるというか、空き家を別の所有者に移すということが可能になる、現に成功している事例があると思いましたんで、とにかくこの問題は小豆島町がいま一步活性化するために避けて通れない課題なんで、条例の制定も含めて検討をすることにしたいと思います。

税法上の扱いについては税務課長から説明させます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

解体して更地にした場合の固定資産税等の税制上の取り扱いについて説明させていただきます。

固定資産税における宅地の課税につきましては、地方税法それから町税条例で定めておるわけなんですけど、地方税法では第 349 条の 3 の 2 に、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例制度の記述がございます。また、町税条例では第 61 条の第 9 項及び第 10 項に特例制度の記述がございます。

この内容といたしましては、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供される土地については、課税標準となるべき価格の 3 分の 1 に、さらに 200 平米まで

の小規模住宅用地については、課税標準額を6分の1にするということとなっております。したがって、家屋が住居として建っている間はこの特例を受けられますが、住居を撤去した場合には特例制度が受けられず、必然的に固定資産税が上がる結果となります。

なお、現在の制度上では、空き家であっても居住用である限り優遇を受けられる制度となっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 先ほどの町長のほうの条例の改正とか、そういったものにはどうぞ前向きに。といいますのが、今までの行政とか、この所有権とかに対しましては、結局民民、いわゆる民事のことで、行政が余り立ち入ろうとしなかった部分があるんじゃないかと。実際、お隣さんとのいざこざは、当然それは当事者間での解決ということになると思いますが、こういうふうに地域全体に影響を及ぼすような空き家、廃屋については、やはり町として条例を改定、制定するのはもうもちろんですけども、やはり積極的に町のほうがかかわっていただく。言うたら、建設課がかかわるのか、衛生課がかかわるのか、それはケース・バイ・ケースでしょうけども、やはり空き家が点在してきますと、実際にシロアリというのは、うちもやられたんですけども、やはりそれが空き家のせいかどうかというのはわかりませんけども、やはり人が住んでないところの家がどんどんそういう形に廃屋化していくということは、そういう害虫の被害というのはかなりなもんになるんじゃないかと思えます。

たまたま月曜日の四国新聞にも、やはり同じような課題を抱えた自治体が、これは全国的にあると思えます。また、香川県では条例の制定はないということですから、ぜひ小豆島町が率先して、そういう形へやっていきたいと思えますので。

それと、いつてもらいたいと思いますのと、先ほど税制上の、これは特例とい  
いますのは、それは受けられるということですか、それとも申請すると特例が適用  
されるということなんでしょうか。

それと、居住に供するということは、じゃあもう住めなくなったとかいうよう  
な土地、建物についてはだれがどう判断するのか、ちょっとそこらあたりを再度確  
認させてもらいたいと思います。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 特例制度につきましては、本来であれば、この制度  
につきましては申請をもってという形になっておりますけども、当然ながら家の評  
価をさせていただくときに、それが住宅用で家屋であれば、もう必然的にそれを住  
宅用地として特例を適用しているということになっております。

それから、廃屋等と言われる場合は、うちの場合は住居として見る建物、住居  
というのは、屋根があって、壁があって、基礎があってというような形になってお  
りますけども、そういった建物については家屋として評価をして課税しております  
ので、当然ながらそれは空き家というような形になるかと思えます。

それで、廃屋というと定義が非常にどこで一線を引くかというふうな定義があ  
るんですけども、人が単に住まなくなったからというんでは、すぐに住まなくなっ  
たために住居用特例は外すということは、今の制度上ではできないんじゃないかな  
と考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 申請によってというのは、最初ですよ。それが空き家  
と廃屋とかという。

ただ、特例というのは、別に特例ですから、従来どおりの課税をしても構わんということではないんですか。ですから、はっきり言って、つぶしたら固定資産税が上がるからというて、そのまま置かれたら非常に近隣は迷惑しますよね。だから、そこらのところをちょっと研究していただきたいなと思いますけど。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） そういった点につきましては、他市町等のこともございますので、研究したいと思います。

2番（谷 康男君） 空き家、廃屋につきましては、この辺で質問を終わらせていただきます。

続きまして、小豆島周辺海域の水質及び水産資源についてちょっと質問させていただきます。

最近ですけども、小豆島、いろんなところでアサリがとれなくなったとか、ことしはテングサが少ないとか、内海湾ではカレイやアナゴがとれなくなってきているとか、我々海に携わるといいますか、漁師でなくても感じるぐらい海の様子がおかしくなっているんじゃないかと思います。私なりにちょっと調べてみたんですけども、CODでありますとか、全窒素、全燐、それから透明度などの指標については、十数年以来何ら特別の変化はないし、どちらかというところよくなっている。我々が感じるぐらい海が変化しているということはどういうことか。それで、小豆島は瀬戸内海に浮かぶ島であり、多くの観光客は当然島でとれた魚介類を目的に来るし、一昔前でしたら、入場料も払わずに潮干狩りができる砂浜もあると、これが小豆島の魅力であると思います。

昨年ですか、ノリの色落ちの問題で、調査、それから試験、実験したところに

よりますと、ノリの色落ち問題に対する方向性が見えたこと、成果があったということだと思いますが、今後さらに県や大学の研究機関と連携し、魚介類の豊富な海を次の世代に引き継いでいくために、小豆島周辺海域また海岸の指標ではとらえられない総合的な調査を行って、魚介類減少の原因を見つけて、環境保全に向けて取り組んでいくべきではないのか。

その次、余談ですけれども、この問題とは別なんですけど、いろいろその時期になりますと、島外から押し寄せてくる遊漁船ですね。これに対する対策はとれないのか。例えば、春のタイの季節になりますと、大角鼻灯台あたり、それから東浦海岸近くに、県外の遊漁船はもう100隻を優に超えるくらい集まってきております。これがポートで来てポートで帰りますから、小豆島に対してほとんどメリットが感じられないんでないか。むしろ、漁をしている漁師さんの邪魔にこそなれ、小豆島に対してのメリットが一つもないように思うんですけど、そこら辺の対策がとれないものかと思います。質問です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 2問ありましたが、私からは小豆島周辺の水質問題について答弁をして、水産資源の話は、まずは農林水産課長から実務的な状況がどうかという説明をさせていただきます。

瀬戸内海の水質保全の問題というのは、私は実は厚生省に入りましたが、その後すぐ環境庁に出向しまして、現在の瀬戸内海水質保全特別措置法というのは、私が若いころにかかわった仕事の一つでありまして、その当時は産業が発展する中で、工場排水を中心にして瀬戸内海の海の水質が大変悪くなってたわけです。その後、いろんな規制、あるいは下水道の整備とかがされた結果、昔は富栄養化で赤潮とかが問題になってましたが、全然むしろ貧栄養化だと言われております。工場排水の規制

とか、生活排水対策の充実だけじゃなくて、もしかすると森とか田畑の手入れが怠られたことによって、豊かな水が海に流れ込まなくなっただとかいうか、大変背景は深いものがあると思いますが、いずれにしてもかつて種類とか漁獲量を誇った小豆島で、なかなかとれなくなっただというて、美味しい魚の数も減ってる、それからノリも色がつかないといった状況がありまして、それらを解決するためにさてどうするかという話があると思っています。今後、森とか田畑の手入れをもとに戻すというのは、本質的な課題であります、時間がかかる話なので、じゃあ当面どうするかという話があって、のりの色落ちについては、例えば栄養塩類を添加することによって、解決できる道筋ができつつあるという話だろうと思います。

いずれにしても、現状がどうなってるかというきちんとした調査が、小豆島周辺では行われていません。そこをまず現状把握を正確にする必要があると思ってまして、幸いなことに海洋政策財団というところが、幾つかの地域で周辺の水産生物の状況とか水の環境を調べて、どういう対策を地元とか地元住民が行えば海がもとに戻るかというようなことをやってまして、ありがたいことに小豆島でぜひやらせてくださいと言ってくれてますので、それが実現すれば、小豆島の抱える海域のいろんな問題についての現状と解決策をつかむことができるのではないかと考えております。

遊漁船の話については、まず農林水産課長から。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 遊漁船問題についてでございますが、近年プレジャーボートの大型化、また高速化によりまして、週末になると小豆島町周辺の海域におきましても島内外の遊漁船が多数押し寄せて、漁業操業に支障を来し、漁獲量の減少など、漁業経営上悪影響を及ぼしているというようなことも聞いておりま

す。

県水産課に問い合わせたところ、水産資源は本来無主物であるという国の考え方があり、国民が自由に採捕できるため、遊漁者に対しては違法操業の取り締まりはできますが、それ以外の取り締まりはできないのが現状とのことでございます。

現在、考えられる対応策といたしましては、漁業者と遊漁者でルールづくりをいたし、まずは地元の遊漁者の理解と協力を得ることで、小豆島のルールとして定着させ、県外の遊漁船に対してもルールの普及啓発を進めていくということかと思われます。以上です。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 今、先ほど先に町長のほうの答弁いただきました海上政策財団、ぜひそういった形で総合的な調査をした上で、後々に次の世代に残せるような環境の保全を行っていただくと。

今、直近というか、今まで富栄養化ということで、窒素が原因だとか、磷が原因だとか、そういった目先、ちょっとしたものでもうそれが犯人扱いというか、悪者になって徹底的にそういうものをということで、例えばこの磷とか窒素を排水の中から抜くと、放流をするために抜くというのは非常にお金のかかる施設が要るわけなんです。そこで一生懸命磷とか窒素を取り除いて出した排水が、今度は足らんやないかと。それはまたちょっと本末。ですから、もう犯人捜しでなくて、どういふことで海がこういうことになってるかという総合的なところで、長期的に見てで結構と思いますけども、将来にわたって瀬戸内海が資源の豊富な海になるように、すぐにあれがこれがというんではなくて、総合的な判断をしていただきたいなと思ひます。

それと、先ほど農林水産課長のほうからありました国民が自由にとれる、もち

ろんそうですけども、それであればそのルールづくりも必要だと思います。

例えば、いそ釣りに来る場合、フェリーとかに乗ってきます。近くの釣り道具屋さんとかそういうようなところで、えさを買ったり、道具を買ったりして釣っていただきます。多少なりとも観光という形では小豆島に少しでもお金が落ちると。

ただ、高速の、最近のプレジャーボート、すばらしい船で来てますけども、船足の速い船で来て、その日のうちに釣るだけ釣ったらさっさと帰ると、これは余りメリットがないと思います。ですから、漁業者、それから地元の遊漁者とかというルールづくりが、当然それはもう今後どういう形でいくか、つくっていただけたらと思いますけども、やはり将来的にわたっては、そういうプレジャーボートが釣って帰るのではなくて、釣った足で小豆島に着岸ないしは係留できて、1泊でも小豆島へしてまた帰るんじゃったら万々歳です。だから、そういう方向に向いても、何か町の仕掛けを考えてやっていけば、また違った形の歓迎ムードも出てくるんじゃないかと思いますので、その点今後せっかく部制度がありますから、いろんな部門で考えていただきたいと思います。

これで時間となりましたので。

企画振興部長(松本 篤君) 今谷議員からのご指摘ございまして、農林部門、観光部門、そういったものすべて横の連携をとりながら、よりよい遊漁船の活用といたしますか、島へどうやって来ていただけるか、そういったことも検討させていただいて、何らかの施策を展開していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

(2番谷 康男君「これで私の質問を終わらせていただきます」と呼ぶ)

議長(秋長正幸君) 以上で暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

す。

休憩 午後 0 時 00 分

再開 午後 0 時 58 分

議長（秋長正幸君） 再開します。

建設課長より発言の申し出があります。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 午前中の議案第 50 号の請負の入札の予定価格につきまして質問ありました点についてお答えいたします。

税抜き金額で予定価格が 1 億 5,542 万円ちょうどとなっております。あくまで税抜きでございます。税込みでいきますと 1 億 6,319 万 1 千円となっております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 11 番村上久美議員。

1 1 番（村上久美君） まず第 1 点目ですが、住民の声を尊重した行政運営を町長、教育長に対して求める質問をいたします。

3 月 24 日、四国新聞が報道した池田中学校に新病院を建設するとした問題は、議会にはその前日に報告され、もちろん住民に対しては事前に何の話もなかったことは、民主的な行政運営を行うことにおいては、住民無視のやり方であり、許せないことです。池田地区住民からは、住民の声も聞かず強引にやっていいのか、住民そっちのけのやり方がひどいではないかなど、たくさんの声が上がります。町長は、2011 年 3 月議会において、私の質問に対して、できるだけ早く統合することはよいが、あくまでも地元合意が大前提とはっきり答弁しています。3 月 23 日時点で

地元合意がいつつくられたのか伺います。

そもそも地方自治法とは、地方公共団体が住民の意思に基づいてその事務を処理するとあり、住民自治が地方自治の本質的要素であるとしています。当然、町長はこのことを承知する立場にあると認識されていると判断します。つまり、住民の意思を尊重し、住民が主人公の町政運営を行う必要があると考えますが、いかがですか。

また、教育行政に関して伺います。

教育基本法の教育行政は、不当な支配に屈することなく、公正かつ適正に行わなければならないとしており、政治権力は教育を支配してはならないという原則は、戦前の軍国教育の反省の上に確立し、憲法と法律に刻み込まれました。独立した権限を持つ教育委員会を、首長が従属下に置き教育行政を支配することは、地方教育行政上の上からも許されません。今回、新病院を建設するために池田中学校がなくなる新聞記事を見た保護者たちは唖然としました。保護者たちには、このことは事前に全く説明もなく、もう決まったことなんだと受けとめさせるものになっています。

6月6日の教育民生常任委員会において、教育長は、住民合意を得ないできて、順序が逆になったと私は頭を下げたと言われました。教育長自身が認めたとおり、間違ったやり方で、保護者、住民にごり押しをし、中学校の統廃合を認めよとするのは許されません。池田中学校の教育は、地域農業を学ぶ菊づくり、伝統文化を学ぶ中山農村歌舞伎、福祉の重要性を学ぶ福祉施設でのボランティア活動、平和の大切さを学ぶ沖縄修学旅行など、この地域に合った教育がなされていますし、生徒たちの積極的な意欲はすばらしいものがあると聞いています。

教育は、人間の心や価値観の形成に関する文化的な営みです。住民は、中学校統合を求めたのではなく、病院建設のために100人規模の学校をなくする考えを押

しつけることでは、教育行政の信頼は築けません。教育委員会として、このようなことをすべきではないと考えます。教育行政の本旨に沿って、住民の声を尊重した教育行政を行う必要性から、合意のない中学校統合は白紙撤回すべきですが、いかがですか。まず、この点について伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、村上議員の中学校の統合の問題、病院の問題についての私の考え方をご説明申し上げたいと思います。

私は、2年前に町長に就任いたしましたけれども、就任以来、教育の問題、医療の問題については、一貫した私の考え方をいろんな場を通じて何度も何度もご説明してきたつもりでございます。

教育の問題については、小学校、中学校、高等学校等、それぞれ役割が違うと。小学校については、子供たちが地域の中で育ち、地域を愛する気持ちを育てたり、また地域に小学校があることで地域自身が防災を初め高齢者福祉、子育て、いろんな面で地域自身が力をつけることができるし、子供たちも地域との密接な関係によって、学力であり、徳育であり、いろんなものを伸ばしていけるということで、今にある小学校は守っていきたい。

一方、中学校は、少しレベルアップをして、基礎的な力もつけた上で、切磋琢磨をして、その上でさらに上のレベル、スポーツにしろ勉強にしろ、文化活動にしろ、そういうもの目指すべきであると。そういう観点からすると、現状の内海中学校と池田中学校は、2つ独立して、とりわけ池田中学校の規模が小さくなってること、かつ生徒の減少が予想されてるということで、なるべく早く統合して、多数の生徒の中で切磋琢磨が必要である、統合が必要であると一貫して申し上げてきたつもりでございます。

高等学校についても、2つを1つにして、教育レベル、スポーツのレベルの向上を図ることが必要だということを一貫して申し上げてきたつもりでございます。

ちなみに、前町長の時代、前教育長の時代も一貫した小学校、高校は別にして、中学校の統合の必要性、早期の統合の必要性については、一貫して地元の皆様やこういう議会の場で説明をしてきたと聞いております。

先日も、内海中学校の内中ピックを見てまいりましたが、私が中学生のころに比べて、本当にいい中学校、いい先生、いい生徒の学校になったなと思いました。また、池田中学校にも何度もお伺いしてますけども、まことに素晴らしい中学校。先生も生徒も素晴らしいですし、地域との密着も素晴らしいと思います。

しかし、冒頭申し上げましたように、中学校というのは、地域とのかかわりも非常に大事ですけども、それよりも子供たちが能力を伸ばすことが必要であって、この2つの中学校が統合することによって、多くの生徒たちと切磋琢磨することによって、どれだけいい生徒になれるかと、本当に一日も早く統合して、生徒の将来のために教育の充実をしたいと心から思ったところでございます。

一方、新病院の整備についても、これも就任以来繰り返し繰り返し申し上げておりますけれども、今の島の2つの公立病院、医師が一人去り、二人去りという状態になっておりまして、このままではいつの日か小豆島の医療、今のレベルを維持することさえ難しいことが危惧されておりますし、現実にその懸念があると思います。そのためには、医師を確保する必要があるということで、もういろんな全国各地、香川県のいろんな医療関係者に、今の内海病院に医師を派遣してほしいと申し上げましたが、全員の意見は、病院を1つにすることによって、我々も医師を派遣することがしやすくなる。病院統合にぜひ協力するという話でございました。

病院の問題につきましては、具体的な場所を上げる必要があるということで、しかし3月の末の議会の場において、候補地を私は申し上げたはずであります。池

田中学校を含む周辺の土地を候補地として新病院の建設と、具体的作業を進めてまいりたいということ、私の考え方を表明したものであります。ですから、一貫して教育の問題、医療の問題は、私の信念を申し上げておりますし、手続的に私は何ら問題はないと思っております。

今日も、午前中に新しい病院をつくることについて、事務組合について賛成多数で合意していただきました。町民の声は議長さんを初め町議の皆さんが代弁しております。適正な手続を踏んで進んでいると思っております。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 最初にお断り申し上げますけども、質問の中で6月6日の教育民生常任委員会において私の発言に触れ、住民合意を得ないでいて順序が逆になった。教育長自身が認めたとおり、間違っただけで保護者、住民にごり押し云々と言われましたが、私も教育民生のときの資料も、再度議会事務局に記録をもらいまして読みました。そういうことは言っていません。私は、住民の合意を得るために今努力している、順序が逆になったことは住民の方に頭を下げていてと発言しており、これは新病院の候補地が池田中学校周辺になったこと、新聞報道が先にあり、地元、保護者への報告が遅れ、順序が逆になったことを申し上げたもので、中学校統合の進め方そのものについては、以前から町議会、自治会などに説明を続けてきており、いささかも間違っているとは考えておりません。

1点目の質問であります、3月23日時点で中学校の統合について地元合意はいつ得られたのかとの質問ですけども、今合意をいただくために、これまでに池田中学校を守る会では昨年度から進めてきております。3月23日以降ですけども、皆様や中学校初め、小学校、幼稚園の保護者の皆様方に、教育委員会の統合に対する考えをお示しして、今説明、合意を得るために取り組んでいっております。

今後、保護者、地元の意見交換や協議を重ね、なるべく早い時期に基本合意を得て、その後通学方法や制服等について個別具体的に協議を開始したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、池田中学校が統合されると、地域農業を学ぶ菊づくりを初め、農村歌舞伎やボランティア活動がなくなってしまうのではないかと懸念をお持ちのようですが、中学校統合後も地域のいろんな素材から学ぶという姿勢は変わりませんし、逆に統合によって地域の素材が増えて、より充実したものになるのではないかと考えています。

また、修学旅行先につきましては、行き先がどこになるかは別にして、内海中学校も平和のとうとさを学ぶため長崎で学習しており、何ら遜色はないと思っています。

中学生がより高い目標を持ち、目標に向かって努力していくには、今の池田中学校の規模では小さいと考えています。今後も生徒数が減少しますが、それが教員数の減少や部活動選択の自由を奪うことにつながります。統合することにより、勉強でもスポーツでも、今以上に切磋琢磨できる学習環境を確保するべきだと考えております。

早い時期に、統合についてご理解、合意を得られるように、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 町長の最初答弁もらいましたが、町長が2011年の3月議会において、私の質問に対しては議事録でもはっきり述べてるように、あくまでも地元合意が大前提ですというふうなことを言われております。このことについて、やはりプロセスとして、考え方として、町長は今変わらないと言われました。

しかし、それを実施する上においては、進める上においては、やはり中学校のところに建てるというふうに、最終的に3月23日に言われたということは、やはりそれ以前の段階で地元住民、保護者の皆さんにも、それをちゃんと話し合い、合意を得ると、これが民主主義、大前提ではないかというふうに思います。これが行政の進め方のあり方ではないですか。私は、そのところを言ってるわけです。つまり、決めてから後から理由づけをし、後からそれを納得させていってるというプロセスを行ってるから、それは問題ではないですかというふうなことを言ってるわけです。

ですから、切磋琢磨という表現もされましたが、現場の先生方なんかに聞きますと、やはり相手がちゃんとわかる、見えて初めてお互い頑張っていけると。あるいは、部活なんかでも、60人、70人いてる部活動では、本当に生徒をまとめることはできないと。まして、力量をつけることは実際難しいと、そういうふうな声も現場の先生方から聞いています。ですから、切磋琢磨の問題も、そして何よりもこの病院を建設するという時点に至った問題で、その段階での行政の進め方として、そのプロセスが必要ではないですかと、住民合意を得るためにはそれが必要ではないかというふうに言っているわけです。それは、あくまでも後からでもそれは納得づけを行っていくのが民主主義だし、当たり前だというふうに考えておいでるんでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。

それと、3月23日以前の段階で、教育委員会の定例会議とか教育委員さんの会議がありますが、この中でもこの病院の建設に関して、池田中学校をなくし統廃合にすることについて、この議論がされたんでしょうか。その議論をする前提として、町長からのそういう議論を教育委員会でやってほしいという話なんかも、求められた実績があるんでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。

それから、去年の12月8日、教育民生常任委員会でも、町立病院統廃合問題についての推進会議を行政無線で住民に知らせることを求めました。町長は、即座

に知らせますと答えましたが、その後の約束はほごにしたままです。そして今日に至っています。4月20日、教育民生常任委員会の時に、4月から始まるワーキング会議は開かれず、ただ医学部学長、ドクターがメンバーの人選中だと会議の中で言われました。結局、さきの委員会でも、6月6日ワーキング会議開催が難しくなってる状況、こういう状況に今至ってるというふうに思います。ですから、物事を進めていく上で、やはりやるべき手順というのは必ず要ると思います。住民を後から説得し、後から納得させるやり方は、これは物事逆さまだというふうに思います。その点について、それでもこれは当たり前行政運営なんだというふうに思われるでしょうか。そのことについて伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 繰り返しになりますが、中学校の統合問題、新しい病院をつくるということは、小豆島町、小豆島の島民の皆さんの安心・安全、あるいは教育の向上に欠くべからざることです。かつ、これは一日も早くすべきことだと私は思っています。

そのために、私は全力を尽くして、町民の皆様に説得をしてきたつもりでありますし、民主的手続とおっしゃるのであれば、民主的手続は議会の場で責任を持って答弁し、その都度合意をいただき、進めているところでございます。

民主的手続と申されるならば、多くのことは既に確定したということもできるんじゃないかと思います。民主的ルールを守るのはどちらかという問題があると思います。

いずれにしても、新しい病院をつくるということは、本当にしなければいけないことです。医師を確保するために、住民の方の理解も当然求めなければいけませんけれども、それ以上に、医療の場合は専門家に来ていただかなければ医療は成り

立たないわけでありまして、その方々との議論、その方々とのいろんな調整、そういうことも横目に見ながら、かつ住民の皆様には全力で説明するという手続をこれまでやってきたつもりでございます。

実務者会議がスタートしてない中という、細部のことを言われましたけれども、大事なことは関係者との信頼関係でありまして、そこはいささかも損ねられておりません。実務者会議をどうやるかということ自身も、最終的なゴールに向けてどのような形にするのがいいのかという香川大学の先生やなんかと話し合いの中で、いたずらに実務者会議を進めるよりか、もう少し枠組みをしっかりとした上で始めたほうがいいのではないかという、その後の議論の前向きな展開で変わったものでありまして、当初決めたことを一言一句スケジュールを変えないというのは、むしろ事態を深刻にするわけでありまして、その都度その都度状況に応じて適切な判断をして、最終的にいい病院をつくり、ちゃんとした医者を確保するということが大事でありまして、その点についてはいささかも状況は変わっておりませんので、ぜひご安心していただきたいと思います。

それから、病院の場所については、それこそいろんな関係者との、医者を確保する上で最も協力していただく大学関係者一同が、早く場所を決めてもらわないということもありましたので、それから国庫負担の話もありますし、ましていろんな町内の調整の問題もあります。これは、小豆島町だけでやるのではなくて、土庄町との協議も必要でありまして、両者の協議を始める上でも、候補地として池田中学校周辺があるということを申し上げたのであって、そこに決まりましたと言ったつもりは全くありません。

その後、町議会を初めいろんなところで説明をし、議論を重ねた結果、きょう午前中の規約の議決に至ったと思っています。

ここにおいて、民主的手続において、何ら反省すべき点はないと思っております。

す。

それから、池田中学校と内海中学校の統合について言われてますが、これはむしろ私よりも先に教育委員会がそうしたい、そうしてほしいという、前の教育長の時代ですけども、そういう話であったと思います。私からやってほしいと申し上げたのでは、私の意見も同じですけれども、むしろ教育委員会が専門的サイドから、2つの中学校の統合が必要であり、急ぐべきであるという考え方であると私は考えております。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 先ほど、12月23日までに教育委員会で、池田中学校、新病院についての候補地であって、それで中学校の統合について話し合いをしたかという質問があったと思いますけども、池田中学校の統合については何回か話しております。病院ができる、できないでなくて、町長から、私になったときから速やかな統合ということで、その動きについては何回か教育委員会で話しております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 統合については、何回か当然されてるでしょう、それはそうです。

しかし、病院を理由にした統廃合については議論されましたかというふうに伺ってるわけです。

それと、町長のほうが、後づけで結局議会にも十分説明したというふうなことを言われましたが、あくまでもそれは3月23日以降のことであって、教育委員会の委員のメンバーにも、そういう具体的な問題について正式に議題にも入っていない

い。新聞報道で、初めてあっと驚いたという状況でも聞いておりますし、やはり何ら問題がないという、そういう町長の姿勢に、私は今後の行政運営について、町長のそういう高飛車などといいますか、そういうふうな考え方については納得できるものではありません。

町長は、土庄町の関係で病院がつくられるんだから、新病院の建設場所についても議論してきたけども、旧池田町地域での合意を得るに至ったというふうに報告されました。その合意を得るまでの過程として、共通認識のもとで協議を何回も重ねてきたと、熟慮した結果だというふうに言われておりますが、そういうふうなことすらもどういう話し合いがされたか、推進会議の中でも場所の選定については一切触れなかったし、協議してるにもかかわらず一切触れてない。結果で、23日にそういう報告が一方的にされたわけですから、町長の姿勢そのものに対しては、本当に強引なやり方としか私は受けとめることはできないというふうに思いますし、町民の皆さんもそのような声が、私の最初の質問の中にも言いましたように、そういう思いが強くあるわけですから、それは否定できないというふうに思います。

次、質問します。

2つ目です。地震防災対策についてです。

南海トラフ巨大地震における最大津波高想定を内閣府有識者検討会が公表し、瀬戸内海海域地域においては、4メートルを超える地域が推定されました。小豆島町では、地震が震度6強、津波は最大4メートルと推定しています。こうした場合の小豆島町の対策が急がれると思います。7月に防災会議を開くとしていて、具体的に議論し、防災の見直しをすると議会で答弁していますが、どのような日程、内容での議論をされるのか伺います。

例えば、各要所に海拔表示を設置するとか、避難経路図、また安全確保できる避難場所の新たな設置とか、そしてお年寄りや障害者などの弱者の救出対策など明

確にする必要があると思いますが、いかがですか。

さらに、各地域、学校も含めてですが、避難訓練強化計画とその実施を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか、伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 防災対策についての質問がありました。

防災対策は、小豆島の発展にとって非常に重要な課題であると認識をしております。

防災会議につきましては、6月27日の午後開催を予定しておりまして、まずは今後の地震、津波対策について、専門家の方に来てもらいまして、最新の技術的な情報などを教えてもらい、確認し合いたいと思っております。

その後、小豆島町の防災計画の見直しにつきましては、ご指摘のありました海抜表示の事業の進捗状況とか、ハザードマップをどうするかといったことについて議論をしていただき、承認をしていただこうと思っております。

また、災害弱者などの支援をどうするかということにつきましては、地域を決めてケーススタディーをしてみたいと思っております、その取り組みについて議論をしていただこうと思っております。

また、地域の自主防災組織の活動事例についても事例を出してもらいまして、相互に対応を検討して、よりよきものにしていきたいと思っております。

そのほか、大槌町に派遣しておりました係長の報告なども考えておりまして、町を挙げて防災対策に取り組むことができるような会にしたいと思っております。

詳細は、担当課長がご説明申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 地震、防災対策につきましてのご質問をいただきました。

先ほど町長が申し上げましたように、お尋ねの防災会議、こちらのほうでどういふふうな話をしていくかということでございますけれども、こちらのほう、この4月に、今村上議員さん言われました、国のほうの南海トラフの想定が出されておりますが、これが津波が4メートル、それから震度が6強ということでございます。

そういったしまして、この発表以前に、本町におきましては行政区全域、町内全域を対象にしまして、海拔5メートル、それから10メートル、それから10メートル以上の3色に分けました標本マップを作成をいたしております。

これにつきましては、各自治会にお示しをしまして、これに基づいて地震の際の避難場所、津波に対する避難場所です。これについて協議をしていきたいということで、地元へお願いをしております。この選定をいただいている過程にありますけれども、もう大体のところが出てまいりましたので、これを今回の防災会議では、防災計画へ反映するようにお話をさせていただきたいと、こういうふうにご考えております。

それからまた、本年度土砂災害の予測区域、これをハザードマップで作成をする予定といたしております。これは、地震の際に海からの、津波だけじゃなくて山が崩れるということもございますので、そういう面も含めまして防災計画に反映していくということで、そちらのほうの作成についてもお話をしていきたいというふうにご考えております。

それから、海拔シールのご提言ありましたけれども、これについてももう既に私どものほうも計画をいたしております、表示場所についてもある程度決定をいたしております。これも、また順次進めていきたいと考えておるところでございます。

それから、お年寄りや障害者などの災害弱者と言われる方に対する地震時の対応ですけれども、これにつきましては災害時の要援護者支援計画、これに基づいて進めていきたいと考えております。

それから、各地域の避難訓練の強化ですけれども、先ほど町長が申しましたように、非常に優良な事例が地域で出されておりますので、こういう事例をケーススタディーにいたしまして、各自治会に情報提供し、各自治会でもそういうふうなことについて十分考えていっていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 6月27日に会議を開くというふうな答弁でした。

この防災会議の構成員なんですが、どのようなメンバーを予定しているのでしょうか。この中には、やはり私は、自治会はもちろんそうですが、民間公立病院、福祉施設、保育所、幼稚園、学校、観光施設、ホテル、そして女性の参画も必要だと思います。その点について、どのようなメンバーになってるのか伺いたしたいと思います。

それから、海拔表示については、場所は決定してると言われましたが、高いところは一定の高さは必要ないと思うんですけど、平地における海拔、あるいは若干山手へ入るところの位置の海拔表示が必要かと思いますが、これは池田地域で何カ所、内海地域で何カ所というふうに決まってるんでしたら、箇所数をお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） まず、防災会議の構成ですけれども、こちらのほう

につきましては、町の防災会議条例のほうで、どういう方に会議の委員になっていただくかというのは詳細に決められております。国の機関、県の機関、それから町の職員の中から、それから町議会の方からも出ていただく、それから消防関係とか、そういうふうに細かく決まっております。

それで、今申されましたように、女性の方が今まで、30名ぐらいの委員さんであったんですけれども、1人しかおいでなかったということがございまして、今回6名の方に委嘱をいたしております。こちらのほうは、今申されましたように、幼稚園の先生でありますとか、それから小学校の校長先生も入っておられます、それから看護師、看護部長さんですけども、そういう方も入っていただいて、いろんな分野から女性の方にも参画をしていただくというふうな形で今回開催をしたいと考えております。

それから、海拔シールの表示場所については、今手元にちょっと資料がないんですけれども、港でありますとか、それから学校です。公共的な施設とか、そういうところを今検討いたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 生活する基盤の住民の暮らし、地域に、これにもぜひ、決まるとおっしゃいましたが、検討を加えていただきたいというふうに思います。弱者、高齢者が生活する基盤っていうのもその地域にありますから、目に見える形でその場所も必要かというように思いますので、加えて検討をお願いしたいというふうに思います。

次、質問移ります。3番目です。小豆島町うちのみ漁師村条例等について伺います。

3月議会でもこの件について質問しましたが、具体的な答弁は得られていませ

んでしたので、再度伺います。

うちのみ漁師村条例の第1条の設置目的に照らせば、名称の漁師村は実態に合っていないと思いますが、名称変更することについていかがでしょうか。

そして、管理運営規則第4条の指定管理者の指定申請は、改正した箇所を改正前の条文に戻すべきです。行政情報を独占できる立場にある町長、議会議員又はその親族が経営する会社等は、申請できないとするのが当然のことではないですか。指定管理者制度のもとで、小豆島町の指定管理者の指定申請が、このような条文にしている自治体は全国的にも例がないと認識していますが、いかがでしょうか、伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 小豆島町うちのみ漁師村条例ですけれども、これは平成7年度に国の補助事業により建設され、小豆島町うちのみ漁師村条例によって当該施設が管理運営されてきたという経緯がございますが、内海漁協が経営から撤退し、また新たな経営者が新しい形で経営をされてるということですので、この条例の名称についても変更を検討したいと思います。

ただし、これまでかかわってこられた漁協の関係者などの意見も聞くことが必要だと思いますが、私自身も実態に合っていないと思いますし、新たな経営者が新しい理念で、あの映画村の周辺に合った施設になってほしいと思っておりますので、今の漁師村という条例がそれにふさわしいかどうか、私自身も疑念がありますので、できるだけ早く見直しの条例を提案したいと思います。

それから、管理運営規則第4条についても改正前に戻します。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） それともう一点、指定管理者制度のもとでの全国の例というようなご質問がございます。

全国では、なかなか情報収集難しく、県下の市町の条例や規則を確認をいたしました。そのようなところで、まず規則、条例等で明文化しておる自治体は2自治体でございました。募集要項等で記載をしておりますのが1自治体、全く記載していない自治体が13自治体でございました。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 3番目の分については、町長も実態に合っていないと認識されてるようなので、そういう状況をいつまでも放置するのも問題だと思いますので、早急に提案をしていただきたいというふうに思います。

設置の第1条そのものが、この目的、設置条文が、これそのものも、これを初めとして全体が変わるというふうに認識していますが、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 次、7番新名教男議員。

7番（新名教男君） 私の住んでる西村地区に原という集落がございます。戸数が30戸、それから人口53名、65歳以上の人口比率が73%、55歳以上の人口が88%、聞くところによると、50歳以下は1人という集落があります。いわゆる限界集落と、嫌な言葉ですけど、そう呼ばれておる集落だと思います。

残念なことに、昨年9月ですが、上陸した集中豪雨によって、里道と水路が被害を受けました。お金がございませんので、災害箇所の復旧については、地元負

担金の要らない災害復旧対策事業として申請しました、県に。残念ながら不採用。これは、いろいろ条件が、お聞きするところによるとあるようです。残念ながらそこは規模が小さいでしたんです、災害の。それで不採用になりました。不採用だけでも、歩かないかん道で水が流れる道ですから、これ困ります。そこで、いろいろお聞きしますと、地元の負担金は少しは要るけれども、単県事業で対応したらどうかと。これは、農林水産課の方から親切に教えていただきました。それで申請が通りました。そこで通ったんですが、皆さん方もご存じと思いますが、単県事業というのは県費が5割、町が2割、地元負担が3割、仮に100万円とすれば30万円という金は地元が出さなきゃいかん。そうしないとこれは復旧ができない。これが今の法の現状です。

そこで、質問になるんですが、この復旧対策事業の認定の基準は、これ原には合わんのやけど、県下もいろいろたくさんあると思うんですけど、これで果たして県下のそういう小さな集落は満足しとんだらうかと。これは、どう考えとんじやろうかというので、それと同時に、この3割負担というので、もしお金がないところは復旧ができません。しかし、今度の9月のこの災害については、総務課もそうですし、それから建設課もそうですし、それから農水もそうです。今までのいろいろな災害時の対応としては、町長非常に早いんです。いろんな条件を今までの状態と比べますと、非常に素早く対応していただいております。しかし、法は変わっておりません。その中での運用といやあ運用ですが、それで住民のために非常に尽力していただいとるというのは、これだれのおかげかわからんけれども、非常に原地区の住民は感謝しております。間違いありません。

ただし、昨年9月に起こった分が、農水の課長さんも一生懸命にやってくれた。本来なら、12月までできんとこやった。それを9月ぐらいまではしていただけるように絶大なる協力していただいとんです、町長。ところが、それでも1年

過ぎるんです。これが今の現状なんです。その部分について、法と運用と両方かわりますが、町長どうお考えでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 地域にとって、災害復旧はなくてはならないもので、どんな地域であっても一日も早い復旧をすべきだと思います。

いただいた質問は、県の災害復旧事業の認定の基準が現行のままでいいのかということですが、これは国の補助事業で県が決められていることなので、県の負担5割を変えるのは、多分私が県にいても難しいと思いますが、町2割、地元3割という地元の負担割合については、もう少し弾力的に地元任せに任せてもらっていいのではないかと思いますので、それは県を通じて要望したいと思います。

それから、国や県の補助事業の対象にならない小規模なものについては、町の単独でできることですので、いろんな知恵を絞って早急に対応できるように工夫したいと思います。

詳細は、課長がお答えします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） まず、災害復旧事業の認定の基準は現行のままです。よろしいかとございます。

これは、基本的に災害復旧事業は国の補助事業でございます。

それで、基準等につきましても、先ほど新名議員がご質問の中でもありましたように、金額とか、また規模、いろいろな面での要件がございます。このような中で、まず基本としましては、農道や水路につきましては、維持管理につきましては地元の方でお願いをしていくというのが基本かと思っております。

また、国の補助事業による採択基準を変えるというのはなかなか難しい中で、町としてできることということで、先ほど町長の答弁でもありましたように、再度検討していきたいと思います。

また、2点目の単独県費の事業、県が5割、町が2割、地元3割、この制度につきましても、県の土地改良事業でございますけれども、これも再度、県の部分はなかなか難しいと思いますけれども、町のほうの2割、地元3割、そちらあたりについても検討していきたいと考えております。

また、昨年のもとの原地区の経緯でございますけれども、原地区の災害復旧事業で申請があり、規模が小さかったというようなことで、単県事業で復旧または原材料支給、お金は要りませんが労力を提供してくださいというような制度等も提案をさせていただきました。そのような中で、地元のほうが単独県費補助事業を要望し、そして採択をされたということで、通常年であれば、単県事業は災害が起こった次の年の12月ごろの復旧になるかと思いますけれども、県の早期着工という制度を利用して、6月の、おとついでですか、に入札をし、業者が決まりました。たちまちきのう台風がございましたけれども、その中で業者にも対応等をお願いし、そしてまた町の職員も見回りをし、復旧被害箇所に入らない等の、土のう等の対応もさせていただいております。

また、災害復旧につきましても、基本的に昨年の9月に災害がありましたけれども、その後いまだにまだ繰越事業ということで、まだ事業しておる部分もございますので、そのあたりはなかなか国の制度で、先ほども言いましたように、前に向いていかないのが現実かと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 新名議員。

7番（新名教男君） 町長さんにお聞きしたいんですが、きのう課員がその問

題の場所を見に行ったという報告は聞きましたか、町長。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 聞いておりません。

7番（新名教男君） 課長さん、言いにくいんかな。町長さん、こういうふうには、非常に各課ともようやりよんです。ところが、町長に言いにくいと。これ弱ったもんや。ぜひ、課長、こういうふうにしたい言うとおくんなはれ。町長さんそういうところは、ようニュースへ出とったり、あちこちで言うてくれますから、いろいろ反対する議員もおりますが、私らはもう皆さん方を信用しておりますので、どうぞ課長さん方、町長にどんどん意見も言うてください。何か遠慮しとんやないか、これはつぶやきです。何か気を使いよんやないかという気がしてしょうがないんです。町長が言い過ぎるんかもわかりまへんが、これはつぶやきですが。

そこで、先ほど町長さんのほうからええ回答いただきました。3割の分について、町としても労力さえあつたら現物支給するという説をつくってくれとんです、災害があつた場合に。

ところが、この嫌な言葉の限界集落は、そのする人間がおらんです。これは、そのところを、町長さんええ回答をいただいたと思います。町単独でもこれはやると。建設課、それから農林水産課、よう覚えとってください。町長が今答弁しましたんで、もう1年間も待たんと、多分すぐできると大いに思います。今度はええんです。次の災害があつたときは、即100万円以下になつたらすぐできると。うれしい限りでございます。

そこで、これは通告はしていないんですけど、時間がようけありますんで、答えられんとなつたら答えらんでも結構です。これと同じようなことが、水組合、水

利組合、つぶやき。

議長（秋長正幸君） 新名議員に注意いたします。通告以外は慎んでいただきたいと思います。

7番（新名教男君） そうだそうです。それでは、もとへ返ります。

災害対策、この分について、もう一度町長さんに言いますけれども、総務課、建設課、農林水産課、それから災害対策で里道とか水道だけやなしに、海の方面の分についても大変素早く対応していただいております。県関連のことについても。これは、私が知ってるのは、範囲が狭くて、西村のちょっとしか知りませんが、そういう意味で、大変各課が迅速に動いてると。これは、もう各住民が言っておりますので、これは感謝をしております。ほかのことを言うたらいかんと言いますんで、これで終わります。ありがとうございました。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩いたします。再開は2時から。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時58分

議長（秋長正幸君） 再開します。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） 私のほうからは、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、連合運動会の復活をということをお聞きしたいと思います。

旧内海町では、毎年、年に一度、5月に幼児から老人会までが参加して連合運動会（町民体育祭）が町の一大イベントとして開催されております。各地区の公民館が主体となり、地域の和と力の競い合いが繰り広げられておりました。しかし、合併を機に中止となり、もう6年がたっております。昨年の東日本大震災から、絆という言葉が注目されており、医療や福祉の充実も、地域の連帯と絆があってこそ実現するものであると言われております。確かに、オリーブマラソン、また瀬戸内芸術祭等、障害者を受け入れるイベントが数々開催されておりますが、今町民を挙げてビッグイベントが必要なのではないのでしょうか。絆を作るためにも地域の活性化、競争心、地域を思う気持ちを育む為に連合運動会、町民体育祭の復活をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 連合運動会の復活に関する質問ですけれども、端的に言えば、私も賛成です。2年前に帰ってきました、旧内海地区で連合運動会がなくて、各地区の運動会へばらばら出ておりますが、やはり昔のほうが、地区単位のやつもそれはそれでいいんですけども、全体の運動会があったほうがいいなと感じました。

また、5月に旧池田町のこどもセンター、小学校、中学校の運動会も見させていただきましたし、一昨日は内中ピックとあって、内海中学校のいわゆる運動会を見させていただきました、こういう運動会のようなものが地域の連帯とか絆を強める上で非常にいいものだなと実感をしております。ぜひ、そういう町全体の運動会を復活させたいという方々、社会教育課も入って、どうしたらその運動会が復活できるか、機運づくりをまずしていただければと思っております。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 先ほどの連合運動会復活のご質問でございますけども、ご指摘のとおりでございます。合併を機に旧内海町で中止となっております。

これにつきましては、旧の池田町におきまして、先ほど町長からの答弁がありましたように、5月にはこどもセンター、小学校、中学校などの運動会を行ってること、また各地区での運動会の実績が少ないこと、また合同でやるについて適当な開催場所が見当たらないことから、小豆島町全体での地区対抗形式の運動会は実現できておりませんでした。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、地域の活性化や争う心からの相互の成長、また地域を思う気持ちを育てることは非常に重要なことでございますので、今後開催場所でありますとか日時、また開催種目等につきまして、各自治会、公民館等と相談の上、今の町民の皆様のニーズに合った形で進められるように検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 町長も賛成ですということでございますので、もう後反論することも一切ございませんので、ぜひ実現に向けて、できましたら来年実現に向けてやっていただきたい。我々も協力したいと思います。

続きまして、2番目に公民館に正職員の配置をとということで、今年度地域活動の核になる公民館活動の活性化を目指して、公民館活動活性化推進事業が行われています。この事業は、活動しようとする者への補助金交付で終わってしまうのではないかと心配しております。そのあたりはいかがなものでしょうか。

今、公民館の必要性、役割の重要性は誰もが感じております。町の唯一の出先機関であり、地域のまとめ役として活動が望まれております。現在の体制を決して

否定するわけではございませんが、臨時職で対応するというのではなく、公民館へ若い正職員を配置し、簡素な窓口事務の扱いや地域住民との交流、地域活性化の核として活躍していただきたいが、いかがでしょうか。何年か前、もうかなり昔にはなるとは思いますけど、旧内海町ではそんな職員が各公民館の主事になりまして、各自治体の公民館の活動を中心になってやっていたというふうな記憶がございます。今の課長さん連中はその経験はないかもわかりませんが、少し年齢が上の方はそんな経験されていると思いますので、十分にそのあたりを検討いただきたいと、質問したいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ただいまのご質問は、公民館というものをどのように位置づけるかということにかかわってる、地域にとっては本質的な課題であると常々思っています。公民館というものは、社会教育法で定められたもので、いわゆる社会教育の一環の施設として制度上は位置づけられているんですけども、私は町長になって以来というか、国にいるときからもそうでしたが、公民館というものは文部科学省の所管する社会教育の分野のみならず、厚生労働省の福祉の分野、ひいては中央省庁で言えば総務省的な、地域おこしの活動拠点であるべきだと一貫して思っております。そういう観点から、今年度の予算でも、公民館がそういう地域活動の中核になるということを目指して、先駆的なスポーツ健康づくりなどを支援する公民館活動活性化推進事業、またオリーブの料理教室などのオリーブ生活推進事業を新たに行うことにしております。

先ほどの中学校の統廃合の問題で、小学校のあり方について申し上げましたが、小学校が地域活動の地域の拠点になる象徴的な場所であると同じように、公民館も地域を強くする活動拠点であると思っておりますので、正直申し上げまして、その主

事が正規職員でなくて嘱託職員。嘱託職員が悪いわけじゃないんですけれども、行っていることについて、これでいいのかとずっと思い続けて、まさに議員が言われたように、公民館の場で職員が鍛えられることが不可欠だと常々思っていました。

しかしながら、職員定数とかいろんな制約も現実にはありますので、まずは来年度、1カ所でも2カ所でも、若手の公務員で試験的にやってみて、そのほうがやっぱりいいということになれば、公民館のほうに重点的に正規職員を配置するようになりたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 先ほどご質問の中の、活動しようとする者への補助金交付だけで終わってしまうのではないかとということですが、活動しようとする者へのというか、活動したい者、積極的な者への補助金で、黙っていて自分のほうからこのような提案がなくても補助金が出るというわけではなくて、各公民館のほうから計画を上げて出していただければ、その公民館に対して補助金を交付するようにはしておりますので、当然黙っておれば全然交付金が出ませんけれども、各公民館ごとに計画を立てていただければ、公民館の活動に対して交付金を出すようにいたしております。

それから、今の町長さんの各若手の職員をケース的というお話で、その補足ですが、今公民館については、旧内海地区に7館、旧池田地区に4館の11館ございますので、今町長さんが申しましたように、一度に全部配置すると11人ということになりますので、なかなかそれは大変なことでございますので、今のようなご返事になっていることをご了解いただけたらと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番(大川新也君) 今、公民館の活動の活性化の件ですけど、これ一例ですけど、草壁公民館、こういうような活動をしますということで手を挙げます。しかし、昼間を対象に公民館は主催してあるんです。ということは、もう老人会対象なんです。老人会には老人会で、その補助があるんですけど、やはり夜間とか土日に開催できるような、そういうふうな企画をやっぱり取り入れて採用してほしいなど。

ただ、10万円出ますから、料理の講習会します。昼間だけでは老人会対象になってしまいますので、そのあたりをやはりその審議をするときに考えていただけたらなと思います。

もう一点、公民館の主事を全員が全員正職員にというふうな話は本当に理想です。しかし、最近、町の人員の関係もあると思いますけど、ここ二、三年課長連中が、課長連中というとちょっと言葉が悪いですな。課長さん方が、定年とか中途退職ということでかなり辞められました。3月末、昨年3月末もおります。課長の給与1人分にしたら、若い職員は2人ぐらい雇えるんじゃないかなと、単純に計算しますと。そんなことで、役場に新採用になりました職員をやはり3年間ぐらい各地区に出して、やっぱり町民との対話とか、怒られたり一緒に笑ったりというような、そういうようなことが今後の町の管理職になっていくためには必要なんじゃないか、そんなことが今欠けているんじゃないかなと思いますので、ぜひ11人揃えるんでなしに、2人でも3人でもいいですから、その試みをやってほしいなと思います。

これは余りこのことには関係ないと思いますが、多分にもう町の職員さんも、管理職になるに従って地域の行事に参加できてないというような町民の声もあります。また、町民が小豆島町役場に行って各課を訪ねますと態度が悪い。私この前にもちょっと質問しました。言葉遣いとかあいさつがなっとらんというふうな、対応が悪いというふうな声も聞きますので、十分考えていってほしいなと。やはり、

若いうちにはいろんな地域の人と触れ合うことは、いい管理職をつくる早道だと思いますので、ぜひお願いしておきます。

最後の質問したいと思います。

幼稚園、保育所のあり方については、今年度、まずは保育料を第3子以降全額免除され、今後についても十分検討されているところでしょうが、聞くところによりますと内海保育所、苗羽ですけど、入所幼児の急増によって教室が不足し、急遽職員室を教室に使っていると聞きます。現状のところを少しご説明いただけたらと思います。

また、一時預かり事業の開始で、NPO法人リトル・ビーンズですか、とはどのような団体なのか。また、5月から6月は町が運営し、7月からは町が委託してこのリトル・ビーンズが運営をされるというふうな文書になって来ておりますが、詳細のところを質問したいと思います。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（大江正彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、幼稚園、保育所の現状に関するご質問ですけれども、大川議員ご指摘のとおり、内海保育所は民間保育所の小豆島学院さんが閉院になったことなどによりまして、昨年度当初の41名から今年度当初は56名に入所児が急増しております。このため、急遽ボイラー室を倉庫にいたしまして、静養室を職員室兼用に転用いたしまして、その結果これまでの職員室を5歳児の保育室ということで今使用しております。また、臨時保育士も増員いたしまして対応しております。

これにつきましては、内海保育所が建築されました昭和53年当時は、4歳児、5歳児は幼稚園のほうに行くということになってございましたので、4歳児、5歳児の入所を想定していなかったこともございまして、施設規模が非常に小さくて、

敷地に制約もございます。こういったことから、現在の場所ではこれ以上の施設整備は難しいのではないかと考えております。

なお、池田保育所の入所児も、昨年度当初の 64 名から、今年度当初 81 名ということで、大幅に増加しております。

しかしながら、池田保育所のほうは小豆島こどもセンターということで、受け入れスペースにも余裕がございますし、そのほかの保育所や幼稚園についても、年度によって多少増減はあるんですけども、今のところ十分な受け入れスペースが確保されております。内海保育所の問題に限らず、南海トラフの周辺で大規模な地震が起こったときに、苗羽幼稚園がちょっと地盤的に低いのではないかとか、保育ニーズが拡大する中で、保育士とか幼稚園の教諭、こういったマンパワーが不足してるというようないろんな問題がございますので、今年度に就学前教育検討委員会を設けまして、小豆島町の就学前教育のあり方、すなわち幼稚園、保育所のあり方ということになるかと思っておりますけれども、その辺を保護者のニーズあるいは施設面の充実、それから就学前教育の質の向上、こういったことを配慮しながらビジョンを描きたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、NPO法人と一時預かり事業についてのご質問ですけれども、町のほうではこれまで直営の小豆島こどもセンターと、委託事業所になります草壁保育園で一時預かり事業をやってまいりましたけれども、草壁保育園の一時預かりサービスは、通常保育の入所児が増加したことに伴いまして、ちょっと保育士が不足するといったようなことで、昨年 10 月から休止しております。こういったことで、比較的ニーズの高い内海エリアで一時預かりのサービスが提供できなくなったという事態になっておりました。

こうした事態を解消する方法を模索いたしました結果、サービスを柔軟かつ安

定的に提供していくと、こういった観点に立ちますと、現在の草壁保育園とかこどもセンターといった、通常の保育所をベースとした一時預かりの提供形態だけでなく、それに加えて一時預かりに特化した事業所を設けることが望ましいと、こういった判断をいたしまして、閉院が決まっておりました小豆島学院の保育士さんにお話をもちかけまして、仲間を集めてNPO法人を立ち上げた上で、一時預かり事業の受け皿になっていただくことといたしました。

NPO法人リトル・ビーンズというのは、小豆島学院にお勤めいただきました保育士さんを中心とする10名の方で構成されておまして、子育て負担の軽減によって、子供を産み育てやすいまちづくりに貢献することを目的として、本年の4月11日に県のほうに認証申請を行っております。近日中に認証がおりる予定でございます。6月中には法人登記を終える予定となっております。

当初の考え方といたしましては、NPO法人の設立後に馬木地区の民間の施設をお借りして、施設改修をして、それから一時預かりサービスを提供するといったような手順を踏む予定でございましたけれども、内海エリアのニーズが非常に高いといったようなことで、一刻も早くサービスを提供したいということで、5月、6月は町が直営という形で実施することとさせていただきました。

サービスの内容でございますけれども、保護者や家族、こういった方の病気やけが、入院、冠婚葬祭とか育児疲れ、さまざまな要因で一時的に家庭で保育が欠けるといった状況が想定されます。こういったときに、生後4カ月以上のお子さんを1時間250円でお預かりしております。時間は、月曜から金曜の9時から17時を基本としておりますけれども、それ以外の曜日、時間帯、それから預かるお子さんの年齢、これらについてもできるだけ柔軟にニーズにこたえたいということで、今現在やっております。

5月7日の事業開始以来、5月中は、土日も含めると25日のうち12日稼働

してありまして、6月に入ってからはコンスタントに週6日間稼働しております。6月14日現在で、23世帯、31名のお子さんが利用者登録をしていただいております。スタッフのほうも、保育士4名、事務員兼保育補助員4名、調理員1名の計9名をすべて今現在町のほうがパート職員として雇っております。7月以降は、すべてNPO法人に雇われるといったようなことになっております。

今回の一時預かり事業は、現行の保育サービスのすき間を埋めまして、子育て負担の軽減を図るといったような面では、保護者のニーズに応えるものでございますし、子育てや家族の介護などで、なかなかフルタイムの勤務は無理だけど、パートで子供に携わった仕事をしたいと、こういった働くサイドの女性のニーズにも応えるものであります。今後ともNPO法人と連携を図りながら、柔軟なサービス提供に努め、子育て家庭や働く女性の応援をしていきたいと考えておりますので、議員各位のご支援をお願いしたいと思います。以上です。

(3番大川新也君「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ)

議長(秋長正幸君) 次、12番鍋谷真由美議員。

12番(鍋谷真由美君) 私は、4点についてお尋ねをいたします。

まず第1に、国民健康保険についてです。

今日、高齢化社会という社会的変化と、長期に及ぶ不況と世界的経済危機によって、今国民健康保険自体の性格が以前と比べて大きく変化してきています。これまで、農業や自営業者中心だった保険から、年金収入だけの高齢者など、無給者や失業者、不安定雇用の労働者など、低所得者中心の医療保険となっていており、財政基盤の脆弱さがより一層顕著になってきているのが明白です。だからこそ、国の手厚い援助がなくては、国民健康保険制度が成り立たない状況になっていると思います。

ます。

ところが、国はこのことに目を背け、1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担だったものを38.5%に引き下げ、さらに市町村国保の事務負担金の国庫補助が廃止され、助産費補助金も改悪されるなど、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合は、現在3割にまで減らされてしまっています。その結果、国保財政の赤字と国民健康保険税の引き上げが起こり、高過ぎる保険税が払えない状況を生んでいます。今日の状況は、国民に医療を保障することを目的とした制度が、高過ぎる保険税によって、逆に国民の貧困をますますひどくし、社会的弱者を医療から排除する事態まで生み出しています。本町でも、高い国保税が町民の大きな負担になっており、滞納も増えています。

そこでお尋ねをいたします。

国民健康保険法の第1条には、国保は社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されていますが、町長は国保が社会保障制度だということをお認めになっていますか。国が国保への国庫負担を大幅に削減したことについて、どのような認識をお持ちですか。国民生活を擁護し、社会保障制度としての国民健康保険制度を存続させるためにも、国に対して国民医療を守る責任を果たすよう強く求め、国民健康保険制度における国庫負担の増額を求めていただきたいと思います。

また、この4月に国保法が改定され、保険財政共同安定化事業をすべての医療費に拡大するとともに、恒久化をしました。これによって、国保広域化への道は大きく進むことになりました。

しかし、国保が抱える構造的な問題の解決にはならず、さらなる保険料の引き上げや、命と健康をおびやかすことになると考えますが、この点をどうお考えでしょうか。国に対して、国保の広域化をやめるよう求めていただきたいと思います。

いかがですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 国民健康保険についてのご質問がありましたが、私は国民健康保険が社会保障の重要な制度の一つであると認識をしております。

問題は、国民健康保険という名前であるように、これは健康づくりを目的とした保険であって、病気になって医療を提供するということが制度の中心的な中身にはなっていますけれども、この制度は本来的には地域自治体において住民が総出で健康づくりをするための制度として発足をしておりますので、国民健康保険の運営主体が市町村でなければならないというのは、実は基本的な要請だと思います。

ところが、市町村で国民健康保険制度の運用が成り立たなくなってきています。例えば、小豆島町でも慢性的な赤字で、一般財源から補てんなしでは運営できないようになってきています。これは、人口構成、人口構造というんでしょうか。例えば、多くの市町村、とりわけ小豆島町のようなところでは、人口は減り、高齢者が増えるというところでは、その町自体で健全な健康保険の運営が実態上難しくなってるんです。昔のように、人口が増えてたり、現役のばりばりとした人がたくさんいるような社会、あるいは自営業の人たち、商店街が繁栄してるような時代においては、国民健康保険という財政運営は市町村単位でできましたけれども、世の中の市町村の実態がもう全然変わってしましまして、理想としては市町村で健康づくりをするということは、今も堅持しなければいけませんけれども、実態としての医療保険としての国民健康保険を市町村限りでやるということは、もう不可能になります。一部の大都市のような、しかもその一部は可能かもしれませんが、ほとんどの市町村は不可能になっています。

例えば、香川県でも宇多津町というところは非常に高齢化率が低くて若者が多

い、一見元気のいい町ですけれども、多分宇多津町の国民健康保険が一番保険料率が高いと思いますが、それはなぜかという、宇多津町は若者の夫婦が多いですから、若者の夫婦は各企業の健康保険に入ってます、宇多津町の国民健康保険は職を失った高齢者のみで構成されておりますので、それを運営しようとするれば、ものすごい高い保険料にせざるを得ないという状況になっています。

また、小さな市町村になると、重篤な患者、例えば透析の患者がたくさんおられるようになると、保険料はものすごく高いものにしないと行けません。市町村でやることができれば理想ですけれども、それができなくなっていることにかんがみて、市町村ごとで助け合ひましょう。少なくとも、県単位で助け合ひていきたいと思いますというのが広域化の意味であると私は理解しておりますので、広域化については私は賛成です。

それから、国の国庫負担の削減が問題ではないかということですが、それはそのとおりでありまして、なるべくたくさん国に負担してもらうことが、市町村で国保を安定的に運営していくための条件だと思いますので、それは賛成です。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町長は、今県単位で助け合うために広域化は必要だと、賛成だということを言われたんですけれども、今言われたような、人口が減って、国からの補助金も減って、国保が各自治体で大変になっていると。そういう場合に、確かに保険財政の規模は大きくなります、県単位にすれば。けれども、本質的な解決にはならないと思うんですが、保険料が引き上げられて収納率が悪化するとか、国庫負担とか調整交付金の削減がさらにされて、町の国保財政がさらに逼迫するのではないかと予想されます。広域化することで、そういうことが解決すると

思われておられるのでしょうか。広域化路線では、国保のそういう危機的な状況は解決しなくて、むしろ矛盾が深まるだけだと私は考えますけれども、その点は町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私は、市町村でどんなに努力してもどうすることもできない市町村の国保があると申し上げましたが、そういう保険料を人口構造のおかげでせざるを得ない、そういう市町村の救済について、どのように考えておられるのか教えていただきます。

12番（鍋谷真由美君） そういう反問権は認められていないんじゃないですか、議長。

議長（秋長正幸君） 論点を整理するというので、今町長からの反問を許可でございますが、議長からの許可は出ておりません。今は、町長のほうから申し上げただけで、今の反問権については、別段うちは受理しております。ですから……。

町長のほうから答弁を。再度、町長のほうからの反問ということで、申し出もう一度お願いします。

反問を許可します。

町長（塩田幸雄君） ご質問は、国保広域化に反対してくださいという質問に対しまして、私はこうこうこうこういう理由で広域化が必要だと申し上げました。ですから、さらに答弁をするためには、広域化にかわる具体的な策があるかないかによって私の答弁内容が変わりますので、共産党の議員さんが考えてる広域化にかわる、私が参考になるご意見があるなら教えてください。

議長(秋長正幸君) ただいまの反問についての答弁を鍋谷議員お願いします。

12番(鍋谷真由美君) 最初の質問でも述べましたように、今国保の状況が本当に大変になってきてるっていうのは、もう全国の問題です。

国からの補助金が減らされてきているっていうところが一番大きな問題だと考えます。国からの補助金を増やすと。そのことで、国保の財政を健全化していくということが基本にないと、いくら広域化したって、お金のないところが幾ら一緒になっても、それは解決にはならないと思いますので、その点はどうお考えでしょうかということをお尋ねします。

議長(秋長正幸君) 町長。

町長(塩田幸雄君) これは、大いに議論しなければいけないことなので、後ほど消費税についても反対せよというご意見なので、国家財政は物すごい赤字を抱えている中で、私自身国に対して国庫負担の増は要望してまいりますけれども、現実的な問題として、国から国庫負担金が増えるという展望は、現実としてないと思います。だとすると、それ以外の対応をしなければ、現に動いている市町村の国保が成り立たなくなります。それで、小豆島町は幸いなことに、保険料は決して安くはありませんけれども、他の保険料の高い市町村に比べれば低廉に抑えられています。

先ほど例に出しました宇多津町のようなところ、どんなに努力したところで若手の働き盛りの人は健康保険組合に入ってるわけですから、どんなに努力したところで保険料を下げるには限界があります。そのような自治体における議論としては、こんなこと言ったらいけないかしれません。共産党の議員の方はどのような問題提起をされるのか、教えていただきたいほどです。

それと、医療費というものは健康づくりに取り組めば減らせることができます。健康づくりをして減らすためには、冒頭から申し上げているように、市町村単位が望ましいんですけども、今の置かれてる状況は、市町村単位で財政運営ができないほど各市町村は追い込まれてるんです。だとすると、都道府県の中で助け合って、健康づくりももう少し県知事さん以下県に頑張ってもらって健康づくりをする中で、県全体の医療費を削減する努力をもっともっとすべきだと思います。現にすれば、大幅に医療費は削減できると思います。今、ざくばらんに申し上げまして、我々はそんなに必死で健康づくりに取り組んでないと思いますし、本当に健康づくりに取り組めば、医療費はもう格段に下がることは目に見えてますが、残念ながら今まで小豆島町においても、保健師さんや栄養士さんがフルに活躍できるような政策をしてきたかというしてきてないです。してきてないです。だから、そういうことを必死でやろうと思ってます。

それは、香川県全体もそうで、もっと香川県知事以下が音頭をとって健康づくりをするということをやった上で、かつ県内で余りにもばらつきがありますから、それは一人一人の町民の責任じゃないんです。与えられた環境がそうなんですから、その与えられた環境のゆがみを少しでも是正しようというのが広域化の動きであって、単純に広域化の議論が始まって、すぐ県がわかりましたというような、そう簡単な話じゃなくて、これからいろいろ議論をしながら、よりよい方向にみんなして持っていこうという話なので、国庫負担が増えれば何でも解決するというのは、評論的におっしゃるのは簡単ですけども、一方で消費税の増税は反対。実現しないことを皆さんに言うことで、幻想を与えるようなことはもうぜひやめていただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町長も認められましたように、国保法は第1条で、社会保障及び国民保健のための制度と規定しています。そして、第4条で、その運営責任は国にあるということが明記されております。国の責任をやっぱり求めていただきたいと思います。もちろん、健康づくりは大切です。それも含めてしていただきたいと思います。

次に移ります。

認知症患者を介護している町民への支援をということです。

超高齢化社会の到来で、認知症を患う人の問題が社会問題化しています。65歳以上の認知症の患者数は、高齢化の影響で増え続けていて、全国では2010年に208万人となり、2025年には323万人に達するとされています。認知症は、ご本人はもちろん、介護をするご家族などにとっても体力的、精神的負担の大きい疾患です。制度や介護資源が整いつつあるとはいえ、依然として困難を抱える家族の悩みは解消されていません。介護殺人も珍しいことではありません。実際に介護されている多くの方から、さまざまな悩みを伺います。話し出すと止まらないほどです。悩みや困っていること、思いを話したい、聞いてほしいという欲求はだれもが持っています。特に、家族支援のためのメンタルヘルスを含めた支援システムが必要だと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか。

特に、在宅介護をされている方などが、1人で悩まず、介護にかかわる悩みや不安の相談や交流をする場をつくっていただきたいと思います。いかがですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 認知症の方々への対応は、非常に大事な問題だと思います。認知症サポーターの養成でありますとか、あるいは介護予防教室とかデイサービスの充実とか、これからいろんなことをしていかなばならないと思っています。

このためにも、医療の水準を高くして、なるべく医療のお世話にならないで福祉の世界で健やかに町民の皆さんが生活できるような医療、福祉、一貫した体系づくりを早くすることが必要だと思っているところでございます。

各論については、担当課長からご説明いたします。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） 初めに、小豆島町の認知症の高齢者の状況についてでございますが、買い物や金銭管理など、日常生活において何らかの支障がある方が、高齢者全体で見ますとおおよそ5人に1人いるというような状況であるというふうに推測されます。

このような状況の中、町としましては認知症についての理解を深め、認知症の方やその家族を温かく見守り、できる範囲での手助けをする人、いわゆる認知症サポーターの養成に平成 21 年度から取り組んでいるところでございます。平成 23 年度は、町内の 5 会場で講座を開催しまして、69 名の参加がございました。

また、昨年 10 月 1 日に県の指定を受け、小豆島病院に認知症疾患医療センターが設置されました。そこでは、認知症に関する相談や、必要に応じて診察、地域の認知症専門医療機関の紹介等を行っております。地域包括支援センターは、このセンターと定期的に情報交換を行うなど、連携を図っております。認知症高齢者やその家族から相談があった際には、必要に応じて受診や家族の対応やかかわり方について、継続的な支援を行っているところでございます。

これら意識啓発、相談活動のほか、在宅で介護されている方を対象に、適切な介護の知識、技術の習得などを内容としました介護の教室や、介護から一時的に解放するとともに、介護者が交流をして、悩みや不安の相談を行う交流事業を実施しております。

介護教室、交流事業の実施に当たりましては、介護者に安心して参加していただくためには、まず介護が必要な人がデイサービスを当日利用したり、一時的に預かっていただけたところを確保する必要があるとしまして、なかなか開催回数を増やせなかったという事情もありますが、参加者の感想からも、これら事業の必要性については十分認識しているところでございます。

そのため、介護者が参加しやすい実施方法を検討しているところでございまして、今年度は介護予防ボランティアなどのご協力を得まして、介護者を対象とした教室、あるいは交流の開催と同時に、別の場所で認知症の高齢者を見守りを行うという形で、町内の各地で開催ができればというふうに計画をしております。そういうことで、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） これまでに家族介護教室とか交流事業を実施されてきたということなんですけども、そのどれぐらいの回数とか、参加者とか、また周知の方法とかはどうだったんでしょうか。今後計画している教室、交流の場ってというのは、大体何回ぐらい、何人ぐらい対象に、どういうふうに周知をしているかと考えておられるのかお尋ねします。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） 初めに、これまでの養成講座の実績でございますが、養成講座には毎年といたしますが、21年度には19名、22年度には91名、23年度には69名の、合計179名の方が参加していただいております。

あと教室の開催でございますが、教室につきましてはおおむね年1回しかできておりませんでした。開催の案内につきましては、初めに担当のケアマネの方を通

じまして、開催日に参加可能かというふうな問い合わせをします。そこで、デイサービスなりショートステイなりの一時預かりの体制が整った方についてご参加をいただいております。ということで、年1回の開催しかできなかったというのが現状です。

ご質問にありますとおり、今年度の計画でございますが、今年度はおおむね、包括の計画ではございますが、旧の小学校区単位で1回程度の開催はしたいというふうに考えております。

方法につきましては、方法といえますか周知方法でございますが、これも担当のケアマネさんを通じて、この日に開催するので参加が可能かどうかというような問い合わせを募りまして、各地のボランティアに協力をいただいて、教室と見守りを同時に行うという形での実施を考えております。詳細については、また実施のときにケアマネ等を通じて利用者の方にお知らせすることになります。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 認知症にかかわる当事者の団体としての家族会というのは、全国団体もありますし、各県とかいろんなところでやってると思うんですけど、小豆島町の場合は過去に年に1回はしたということなんですが、これからすごいニーズがあると思いますし、ぜひ実際の介護している家族にはケアマネを通して連絡が行くんですけども、そういうの関心がある方とか、そういうボランティアも含めてですけども、こういうことをやっているということを広く知らせていただいて、関心も持っていただけていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に行きます。3番目は、通学路の安全確保についてです。

4月23日には、京都府亀岡市で集団登校中の小学生らの列に軽自動車が後ろ

から突っ込み 10 人が死傷、27 日には、千葉県館山市の県道沿いのバス停で、路線バスを待っていた登校中の小学校の児童らの列に軽乗用車が突っ込み、1 年生の男子児童が死亡するなど、この間登下校中の児童ら、歩行者が犠牲となる交通事故が全国で相次いでいます。本町でも、昨年西村で下校中の小学生が交通事故で負傷する事故がありました。県教委からも、通学路の安全確保を求める通知が出されました。四国新聞のアンケートの報道では、小豆島町内で、2 校で 22 カ所の危険箇所があるとのことですが、本町での危険箇所や事故の実態、また安全対策の取り組みについてお尋ねをいたします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 4 月 23 日、27 日と、先ほど言われたように、京都府や千葉県、愛知県で相次いで登校中の児童の列に車が突っ込み死傷者が出るという痛ましい事故が発生しました。この事故を受けまして、通学に関する調査を実施しましたところ、通学路の危険箇所は 22 カ所、そしてそこを通る児童は 272 人の回答がありました。

危険箇所の状況ですが、車道と歩道の区別が白線のみ 10 カ所、登下校時に車の通行量が多い 8 カ所、見通しの悪いところがある 5 カ所、車道と歩道との区別がない 3 カ所、横断歩道がない 1 カ所、通行する車のスピードが速い 1 カ所との報告がありました。これは重複回答ですから増えると思いますけども、小学校におきましては、事故の後、教師と児童と一緒に通学路を歩き、交通安全について確認し、再点検を行ったり、これ安田小学校が行っております。児童の歩行マナーや指導を実際の現場で、池田小学校が実施しております。PTA の会で通学路の安全面について話し合い、交通安全意識の啓発を行ったところは苗羽小学校というように、具体的な場所、また保護者と一緒に連携して指導しておる状態です。

通学路における事故の状況ですけれども、先ほど言われましたように、西村日方のバス停付近で昨年事故がありました。定期バスを下車後、横断歩道のないところを渡ろうとしてワゴン車と接触するという原因で事故が起きました。幸い大事に至らず、裂傷した唇を数針縫う程度で終わりました。

なお、日方バス停付近については、県警本部による現地診断により、現在横断歩道をバス停寄りに移設しております。

小豆島町のこれまでの取り組みですけれども、小学校の通学路の危険箇所点検を2年に1回1校ずつ、昨年は苗羽小学校でしておりますけれども、警察、小豆総合事務所、学校等合同で実施し、標識、道路標示の設置など、改善を行っております。

児童用ヘルメット購入費、自転車用ですけれども、助成として交通安全母の会を通じて5万円程度を助成しております。新1年生には、ランドセルカバーや反射材の配付をしております。登下校時に交通指導員による交通立哨を行っております。交通安全施設であるカーブミラー、ガードフェンス等の設置を行っております。

また、老人会の方々のご協力によりまして、児童の登下校時の立哨が行われております。

なお、6月13日付で香川県から通学路の緊急合同点検を行うよう通知がありました。それによりまして、今年8月末までに学校、教育委員会は、道路管理者、警察や保護者と合同で対策の必要な危険箇所を抽出、点検することとなっております。その後、道路管理者、警察の協力のもと対策案を作成し、継続的に対策を実施することとなっておりますので、費用の問題もありますけれども、尊い命を守るために、通知に基づき取り組みたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 通学路の安全対策についてはさまざま取り組まれて

いると思うんですけれども、引き続きお願いしたいし、また信号機があっても、車の右折とかに巻き込まれるとか、そういうこともあって、高松では時差信号とか、車と人を分けて信号を分けているところもだんだんできてきてるんですけども、1カ所、保護者の方から危ないんじゃないかって言われたのが、安田の福社会館のところの四つ角の信号なんですけど、子供が渡るときに車が曲がってくるとか、ちょっと見えにくいとか、そういうことも具体的にちょっと心配だというふうなことも言われましたので、ぜひ一度見ていただきたいと思います。

それともう一点、ちょっと交通安全ではないんですけど、その通学路の問題でPTAの方にお話を伺っていたときに、空き家の井戸に落ちたという事故があったということをお伺いしたんですけども、そのことをご存じですか。ちょっとそういう先ほど空き家の問題も、廃屋の問題も出てましたけども、そういうことも含めた子供の安全対策についても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、4点目ですけれども、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

今、野田政権は消費税増税法案について、自民党、公明党と修正を進め、修正協議をして増税談合をしました。今国会中に成立させることを公言しています。また、野田首相は大飯原子力発電所の再稼働を表明しました。安全対策も暫定的なもので、新たな規制体制もまだないことをみずから認めながら再稼働っていうのは、国民生活を守るどころか、危険にさらす許しがたい判断だと思います。消費税増税が国民の暮らしも国の経済も破壊すること、原発再稼働が暮らしも安全も危うくすることが日本共産党の国会での追及や、国民的な議論の中で明らかにされてきました。日本共産党は、無駄遣いの一掃と、大企業、大金持ち優遇の税制を適正なものに改革することによって、消費税を増税しなくても社会保障の拡充も、財政再建も可能になる展望を示してきました。

原発問題でも、原発ゼロの決断こそ、再生可能エネルギーを中心にした安全で持続的なエネルギー政策に転換できることを明らかにしてきました。国会では、増税賛成派が多数を占めているように見えても、国民は反対が多数です。朝日6日付では、増税法案に反対の人が前月より5%増えて56%、賛成は7%減って32%です。毎日4日付でも、反対57%、賛成36%となっています。国民の中では、少数の増税賛成の政党が陰で談合し、増税を押しつけるやり方は許せません。町民からも、消費税が増税されたら、暮らしも営業も大変になると悲鳴の声が上がっています。国に対して、この消費税増税、原発再稼働をしないよう求めるお考えはありませんか、町長の見解をお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） あくまで私見としてお聞きくださればと思いますが、消費税については、一貫して申し上げるように賛成です。ただし、食料品とか基礎的な物やサービスについては、思い切った軽減税率とすることが前提です。それから、使途についても、小豆島町のような基礎自治体に十二分に配慮してもらおうということは賛成が前提です。

原発については、一日も早く原発に頼らない社会になることを祈っていますが、個別の原発の是非については、知識も情報もありませんので申し上げることはできません。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町長は、消費税は増税して、基礎的自治体の財源に使うということを以前から言われてるんですけども、消費税を増税すると、かえって税収は減るんです。実際に、消費税を5%に増税する前の年の96年度と、直

近の 2010 年度の国と地方を合わせた税収を比較しますと、確かに消費税収は 7.6 兆円から 12.7 兆円に増加しています。しかし、税収の総額は 90.3 兆円から 76.2 兆円に 14 兆円も減りました。こんなことになるのは、消費税増税が景気を冷え込ませるからです。消費税収が増えたとしても、それ以上に法人税収や所得税収が減少してしまうのです。現在、民間給与は 1997 年に比べて年額 55 万円も下がっています。こうしたもとで消費税を増税すれば、消費を冷え込ませ、日本経済全体がさらに悪化することは間違いないと思います。その結果、税収減となり、財政赤字は悪化します。消費税増税は、経済も財政も破綻させる道だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

また、大飯原発に続いて再稼働が言われているのが愛媛の伊方原発です。伊方原発の間近には、世界最大クラスの中央構造線活断層帯がある上、東海・東南海、南海、日向灘海溝部の連動地震などにより、いつ巨大地震に見舞われるかわかりません。内閣府の検討会は、これまでの想定を上回る 6 強の揺れと 3 メートルの津波が押し寄せると見通しを公表しました。この地震や津波に耐えられるかどうか、見直しが不可欠です。

伊方原発の場合、政府は大飯原発に続いて再稼働させることを目指しています。しかし、今回の想定は盛り込まれておりません。この再検討さえ行わずに再稼働というのは絶対に許せないと思いますが、その点はいかがですか。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員に申し上げますが、議員必携でもありますように、国のことは国でと、地方についての町議員としてのあり方というのは、できるだけ国の政治については、今日も町長のほうから、従来からの政治姿勢、きょうは政治姿勢についてということでありますから、国の消費税と原発については、もう国のことですから、ぜひ控えていただきたいと思います。

12番(鍋谷真由美君) じゃあ、答弁は要りませんが、最後に原発は一度事故を起こせば取り返しがつかないし、小豆島も例外ではなく、町民にとって本当に大きな問題です。消費税についてもそうです。町民の生活は本当に大変になるという点で、大いに町政にもかかわりのある問題だということを申し上げまして終わりたいと思います。以上です。

議長(秋長正幸君) これで一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回は6月22日金曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、6月13日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後2時に開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時58分